

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年11月27日
【事業年度】	第33期（自 2019年9月1日 至 2020年8月31日）
【会社名】	株式会社セラク
【英訳名】	SERAKU Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 宮崎 龍己
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿七丁目5番25号
【電話番号】	03-3227-2321（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 経営管理本部長 小関 智春
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿七丁目5番25号
【電話番号】	03-3227-2321（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 経営管理本部長 小関 智春
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第29期	第30期	第31期	第32期	第33期
決算年月	2016年8月	2017年8月	2018年8月	2019年8月	2020年8月
売上高 (千円)	-	-	9,017,118	11,410,214	13,771,620
経常利益 (千円)	-	-	525,714	737,275	1,165,242
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	-	-	311,615	440,945	654,002
包括利益 (千円)	-	-	312,480	437,894	659,901
純資産額 (千円)	-	-	2,410,067	2,811,690	3,429,730
総資産額 (千円)	-	-	4,195,183	5,370,727	7,342,372
1株当たり純資産額 (円)	-	-	175.06	204.09	248.82
1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	22.67	32.03	47.50
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	22.62	32.00	47.47
自己資本比率 (%)	-	-	57.4	52.3	46.7
自己資本利益率 (%)	-	-	13.7	16.9	21.0
株価収益率 (倍)	-	-	29.9	21.4	32.5
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	562,094	655,055	995,530
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	220,721	255,969	160,453
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	93,488	57,001	724,561
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	-	2,266,927	2,723,014	4,282,653
従業員数 (名)	-	-	1,879	2,219	2,606
〔ほか、平均臨時雇用者数〕	〔 - 〕	〔 - 〕	〔 - 〕	〔 - 〕	〔 - 〕

(注) 1. 第31期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載していません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第29期	第30期	第31期	第32期	第33期
決算年月	2016年 8 月	2017年 8 月	2018年 8 月	2019年 8 月	2020年 8 月
売上高 (千円)	6,317,835	7,500,181	8,981,088	11,157,711	13,335,643
経常利益 (千円)	532,004	543,301	539,507	801,716	1,217,199
当期純利益 (千円)	314,869	360,021	325,454	505,732	706,320
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	292,634	296,399	297,794	297,974	297,974
発行済株式総数 (株)	3,376,100	13,734,400	13,759,200	13,767,200	13,767,200
純資産額 (千円)	1,794,688	2,127,743	2,423,040	2,893,475	3,557,025
総資産額 (千円)	3,108,683	3,411,805	4,171,326	5,398,984	7,399,513
1株当たり純資産額 (円)	132.88	154.92	176.00	210.03	258.06
1株当たり配当額 (円)	9.30	2.50	2.70	3.20	4.60
(1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	26.89	26.47	23.67	36.74	51.30
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	26.27	26.14	23.62	36.70	51.26
自己資本比率 (%)	57.7	62.4	58.1	53.6	48.0
自己資本利益率 (%)	24.6	18.4	14.3	19.0	21.9
株価収益率 (倍)	23.4	30.9	28.6	18.7	30.1
配当性向 (%)	8.6	9.4	11.4	8.7	9.0
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	546,607	202,718	-	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	35,846	164,162	-	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	636,280	45,129	-	-	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,837,836	1,832,065	-	-	-
従業員数 (名)	1,242	1,583	1,859	2,153	2,505
株主総利回り (%)	-	130.1	108.4	110.4	247.3
(比較指標：配当込み TOPIX)	(-)	(118.6)	(140.7)	(130.1)	(148.5)
最高株価 (円)	6,840	4,860 1,354	988	869	1,596
最低株価 (円)	2,357	1,065 783	621	470	546

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、2016年7月1日に東京証券取引所マザーズ市場に上場したため、第29期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、新規上場日から第29期末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有しておりませんので記載しておりません。

4. 当社は、2016年4月30日付で普通株式1株につき100株の割合で、2017年3月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っておりますが、第29期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

5. 第31期より連結財務諸表を作成しているため、第31期、第32期及び第33期の持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
6. 当社株式は2016年7月1日から東京証券取引所マザーズに、2017年11月20日より東京証券取引所市場第一部に上場しております。第29期の「株主総利回り」については、第28期が非上場であるため、記載しておりません。また、第30期、第31期、第32期及び第33期の「株主総利回り」については、第29期の事業年度末の株価を分母として算定しております。
7. 最高・最低株価は、2017年11月20日より東京証券取引所市場第一部におけるものであり、それ以前は東京証券取引所マザーズ市場における株価を記載しております。
なお、当社株式は、2016年7月1日から東京証券取引所マザーズ市場に上場しております。それ以前については、該当事項はありません。
8. 印は、株式分割（2017年3月1日、1株 4株）による権利落後の株価であります。

2【沿革】

年月	概要
1987年12月	東京都豊島区に当社設立
1991年1月	テレマーケティング代行サービス業務を開始
1994年11月	パソコンネットワーク「サンネット」を埼玉県大宮市（現・さいたま市）に開設
1995年10月	インターネット事業部（現・SI本部）を開設し、コンテンツ制作業務を開始
1997年4月	インターネット事業部にてシステム開発業務へ本格参入
2001年7月	業務拡張のため、本社を東京都新宿区に移転
2002年9月	ネットワークソリューション事業部（現・SI本部）を開設
2004年11月	札幌支社を開設
2006年1月	大阪支社を開設
2006年5月	福岡支社を開設
2007年11月	本社においてISO27001（ISMS：情報セキュリティマネジメントシステム）取得
2008年9月	システムソリューション事業部（現・SI本部）を開設
2008年11月	業務拡大により東京本社・別館（東新宿オフィス）を開設
2009年5月	AndroidやiPhone向けアプリの各種リリースを開始
2010年10月	How to動画専門C to Cマーケットサイトcomoco.tvサイトを公開
2011年7月	業務拡大により東京本社・別館（東新宿オフィス）を西新宿本社9階へ増床・移転
2011年7月	Androidを組込んだ鏡型情報端末「スマート洗面台」を発表
2011年9月	中国遼寧省瀋陽市に海外子会社「世科信息技术（瀋陽）有限公司」を設立
2012年4月	札幌ウェブオペレーションセンターを設立
2012年8月	中小企業のIT活用を総合的に支援する「IT侍」をリリース
2013年1月	iPhone向けゲームアプリ「元祖天ぷら侍」をリリース
2013年5月	Androidを使った近未来型家庭菜園「スマート野菜工場」を発表
2013年9月	移動通信インフラサービス部（現・SI本部）を開設
2014年5月	名古屋支社を開設
2014年7月	横浜支社を開設
2014年9月	刈谷支店を開設
2014年10月	低価格施設園芸向けモニタリングシステム「みどりクラウド」を発表
2015年7月	ITインフラ事業部がISO9001（QMS：品質マネジメントシステム）取得
2016年7月	東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場
2017年6月	南島原農業IT研究所を開設
2017年7月	奥出雲農業IT研究所を開設
2017年11月	東京証券取引所市場第一部へ上場市場を変更
2018年3月	「みどりクラウド」が日本GAP協会の「推奨農場管理システム」認定を取得
2018年4月	株式会社ピースエンジニアリングの全株式を取得し子会社化（現連結子会社）
2018年9月	株式会社セラクE C Aを設立（現連結子会社）
2019年9月	東京大学と「人材のパフォーマンス予測・最大化」に関する共同研究を開始
2019年9月	女性向け動画メディアを運営する「C Channel」に出資
2020年2月	24時間365日体制で運用を行うIoT/クラウドサポートセンターを東京都内に開設
2020年4月	畜産業向けIoTサービス「ファームクラウド」を全国展開開始
2020年5月	リモートワークに対応したDX技術支援サービスを開始
2020年5月	国内第2位の青果卸R&Cホールディングスと青果流通におけるスマート農業の活用に関する業務提携

3【事業の内容】

当社グループは、『IT技術教育（人材育成）によりビジネスを創造し、社会の発展に貢献する』との経営方針のもとに、システムインテグレーション（SI）事業、デジタルトランスフォーメーション（DX）事業、機械設計エンジニアリング事業、及びその他事業を行っております。

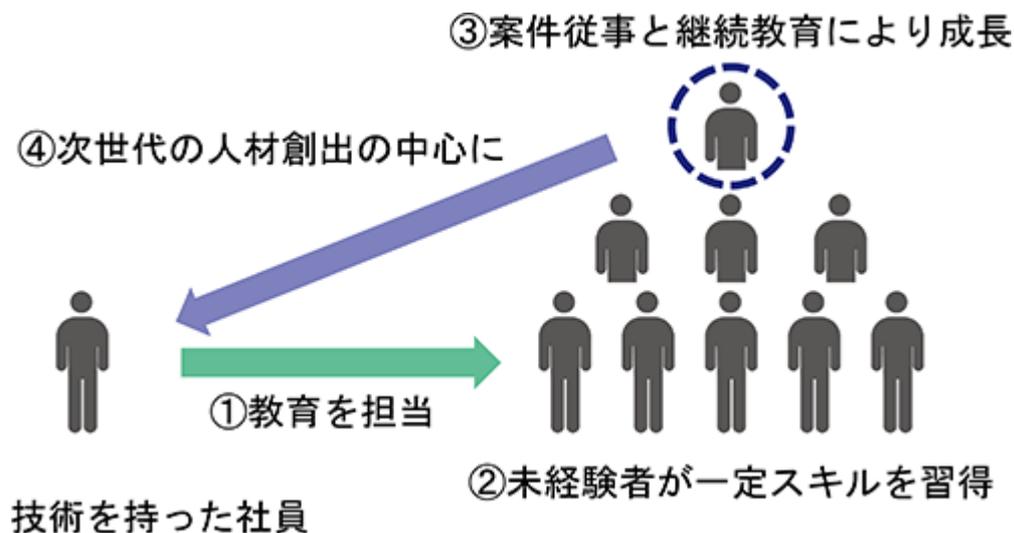
当社グループでは、当社独自の採用、教育体系によりその時代のニーズに合わせたIT人材を創出し、営業活動により各人材の技術レベルにあった業務を獲得することによって、事業規模を拡大しております。

当社グループが提供するサービスは主に、企業が抱えるIT及びインターネットを用いた問題の解決策の提案及びその実現を行う「ソリューションサービス（*1）」と、直接クライアント先で技術提供を行う「オンサイトサービス（*2）」の2つの形態であり、システムインテグレーション事業において、ITインフラ、スマートソリューション、ウェブマーケティングコミュニケーションの3分野を中心に事業活動を展開しています。

また、各分野において蓄積したノウハウや技術を深化させ、さらにIoTやAIなどの先端技術分野に取り組むことで、デジタルトランスフォーメーション事業において社会問題を解決するサービスの開発にも取り組んでおります。

当社は、就業意欲が高いIT業界未経験者を中心に採用を行うことで安定的に人員を確保し、当社独自の教育プログラムにより未経験であっても入社から2ヶ月でITエンジニアとしての就業を可能としております。また、各部門の事業活動及び新商品開発から得られた技術やノウハウを蓄積した教育プログラムを「セラク情熱大学」として提供することで、持続的な技術力向上を図っております。一方で、当社の人材育成力を強みとした営業活動を積極的に展開することにより多様な案件を獲得しており、対応可能な事業領域を拡大しております。このような採用、教育、営業の三位一体のビジネスモデルを採用することにより、就業時から段階的にその時のスキルに合った業務内容で従事できる体制を整備しております。

< 当社の教育型人材創出モデルのイメージ >



この教育型人材創出モデルの特徴は次のとおりです。

- 大量採用を行いやすい未経験者を短期間で教育し早期就業を可能にしています。
- 大手SIer（*3）が請け負う大型案件や大手企業におけるIT運用案件ではエントリーレベルの業務が一定量発生しますが、大手SIerにとっては自社の人員はコストが合わないことや、IT運用案件においては一定技術を持った人員が長期的に必要となるため、人員を外部調達することが一般的です。当社は経験の浅いエンジニアを運用担当人員として供給しています。
- 一定程度のスキルを身に着けたエンジニアは、エンドクライアント向けのソリューション案件やチーム型案件のリーダーや人材育成担当、あるいは、当社における新規ITビジネスの創出を担当することができます。

また、下記の事業拠点をベースに日本全国で事業活動、採用活動を展開しております。



当社グループの事業における当社及び関係会社の位置付け及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。なお、以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であります。

(1) システムインテグレーション事業

既存技術領域でのIT技術支援を推進し、長期安定的な分野であるITインフラ・クラウドテクノロジーや、デジタルクリエイティブ・WEB運営、WEBシステム開発などのサービスを提供しています。

ITインフラ分野におけるソリューションサービス

コンピュータ及びネットワークシステム、サーバ等のITインフラにおける設計・構築・運用・保守までITシステムのライフサイクルのどのフェーズでもクライアントのニーズに合ったソリューションを提供します。

a. ネットワーク設計構築・運用

中小・中堅企業から、数万人規模の大企業の設計構築・障害対応、設定変更の運用を行っています。

また、コンピュータウイルス対策やネットワークへの不正侵入・盗聴にうよる情報漏えいなどを防ぐための高度なセキュリティ対策なども提供しています。

b. サーバ設計構築・運用

メールのやり取りに必要なメールサーバやウェブサイトの表示に欠かせないウェブサーバ、社内のファイル共有で必要となるファイルサーバなど各種サーバの設計構築及び運用を行います。また、コスト削減・省電力化を実現するとして注目されるサーバの仮想化(*4)は当社の得意分野であり、仮想化技術のベンダー認定資格取得者を100名以上有しています。

c. ITインフラ機器のリプレース

パソコンやサーバ、ネットワーク機器などのITインフラに関する機器にはメーカー保証が定められていることや、ユーザー数の最も多いOSのWindowsが数年間隔で新しいバージョンをリリースし、旧バージョンのサポートが終了することから、ITインフラ機器の入れ替えは企業にとって必須となります。当社では数台の小規模なリプレース作業から数千台規模の大規模な機器のリプレース作業まで、また、パソコンだけでなく、サーバやネットワーク機器などあらゆるITインフラ機器のリプレース対応が可能です。

ITインフラ事業におけるオンサイトサービス

主に企業の情報システムやヘルプデスク部門、Sierに常駐し、クライアント社内や商用のネットワーク及びサーバの設計構築、運用保守業務を行います。

ITインフラの分野においては、24時間365日安定稼働させることが求められるため、運用保守業務では特に、高度な専門知識までは求められないまでも、技術マニュアルを読みこなした上での障害対応や設定変更などの運用技術力のあるエンジニアが必要となります。

採用については、全国の各支社にて行っており、現地就業だけではなく、東京で数年間経験を積んだ後Uターンして地元で貢献できるエンジニアの採用も広く行っています。

当該サービスは、業務の性質上多数のチーム体制によってサービスを提供する割合が高いこと、また先行して事業拡大に着手したことから、当社において最も社員数の多い主力サービスとなっています。

スマートソリューション事業におけるソリューションサービス

当社ではスマートフォンの黎明期からスマートフォンアプリの研究開発に取り組んでおり、iPhone/Androidを問わず数多くのアプリケーション開発の実績を持ちます。また、設計・開発部門だけでなく検証(*9)専門の部門を有しており、より質の高いシステムを提供しています。

スマートソリューション事業におけるオンサイトサービス

システム開発は大規模になればなるほど開発に関わるエンジニアが多数必要となり、自社の社員だけでなく協力会社のエンジニアと共に開発する必要が生じます。未経験者を中心に全国で中途採用も積極的に行い、クライアントの要望にあったスキルのエンジニアをクライアント先に常駐させるサービスを行っています。

業務内容としては、比較的大規模な、ウェブシステムやスマートフォン用アプリ、Java(*10)を用いた業務系システムや検証業務なども行っています。オンサイトサービスは、ソリューションサービスでは経験を積みない案件に携わることが多いため、オンサイトサービスで習得したノウハウをソリューションサービスに還元し、ソリューションサービスのスキル向上にも繋げ、自社サービスの品質向上及びサービス拡大を図っています。

ウェブマーケティングコミュニケーション事業におけるソリューションサービス
クライアントから直接依頼があった以下のような案件を社内で制作しています。

- a. ウェブサイト制作及びディレクション (*5)
コーポレートサイト、ECサイト、各種ウェブサイトのコンテンツ企画及びデザイン制作、ディレクション
- b. ウェブサイト運用
ウェブサイトやメールマガジンなどの定期的、定型的なコンテンツ制作、更新、ECサイトや付随する顧客データベース (*6) の構築・管理、メール配信、アクセス解析 (*7) などを行うためのウェブシステムの運用
- c. インターネット広告運用
インターネット広告 (*8) などオンラインプロモーションの企画、運営

ウェブマーケティングコミュニケーション事業におけるオンサイトサービス

主に広告代理店やSIer、メーカーなど直接クライアント先に常駐し上記 a. ~ c. の業務を行います。企業にとって消費者との最大の接点であるウェブサイトやソーシャルメディア、また、それらの媒体への誘導を行うネット広告やプロモーション企画の運営はニーズが堅調に拡大しています。

(2) デジタルトランスフォーメーション事業

ITの活用で儲かる農業を実現する「みどりクラウド」、企業の情報資産を保護するサイバーセキュリティ、クラウド型CRM及びERPの定着・運用支援サービスを行うビジネスインテリジェンス、反復・定型的作業のシステム自動化支援を行うRPAなどのサービスを提供する他、IoT/AI/データサイエンス技術を活用した社会課題の解決を行っております。

みどりクラウド

施設園芸農家向けに農業IoT (*11) サービス「みどりクラウド」のサービス提供を行っています。

設置端末である「みどりボックス」の販売と取得したデータの蓄積・分析・アラートなどを提供するクラウドサービス「みどりクラウド」、GAP (農業生産工程管理) 認証取得に対応した農作業記録・管理サービス「みどりノート」などの販売・サービス提供を通じて、農作業のIT化と生産性向上を支援しています。

サイバーセキュリティ

企業向けセキュリティサービスの提供と24時間365日稼働のIoTクラウドサポートセンターによる管理・運用サービスを行っています。

複雑化する企業ネットワークはさまざまなリスクに晒されており、安全なデータ運用を実現するには、セキュリティ対策の強化が必須となっています。

サイバーセキュリティに関するスキルと知識、ノウハウを備えたエンジニアがサービスを提供し、スペシャリストによる各種環境の診断からコンサルティング、対策の立案、導入支援、社員教育まで万全なセキュリティ体制の構築を支援します。

ビジネスインテリジェンス

営業支援ツールであるクラウド型CRM「Salesforce.com」及び大手ERPソフトの定着化・運用支援サービスを提供しています。

導入時の構築から既存環境への移行、運用マニュアルの作成、導入後のユーザー管理、カスタマイズの実施など、より効率的かつ効果的な利用ができるよう定着化や運用の支援を行います。

IoTソリューション/AI/データサイエンス

a. IoTソリューション

センサー選定、組み込み、クラウドによるデータ蓄積・可視化までをワンストップでプロデュースし、様々な産業におけるIoT化をクラウドサービス×ソリューションで実現します。「みどりクラウド」で培った技術を活用し、畜産業等の一次産業分野をはじめ、製造、建築などの分野へIoTサービスを展開しており、さまざまな課題の解決、業務改善、新しいビジネス価値の創造などに繋げています。

b. AI/データサイエンス

高い専門性を備えたデータ・サイエンティストが、統計モデルや機械学習、データ分析等の手法を駆使して、ビッグデータを整理・活用し、共通点を探りながら、有益な知見を抽出します。データ分析からコンサルティングまでワンストップでサポートし、企業が直面する課題を解決します。

R P A

企業内における反復・定型的作業について、システムの自動化支援を行います。それぞれのビジネスにおける課題の洗い出しから実証実験、本番導入、24時間365日の稼働監視などの運用フェーズ、さらにはデータを活用したAI構築のサポートまでワンストップで提供し、ビジネスの課題解決や新たな価値創造を行います。

(3) 機械設計エンジニアリング事業

連結子会社である株式会社ピースエンジニアリングで3DCAD分野の技術提供、機械・金型などの受託設計サービスを提供しています。

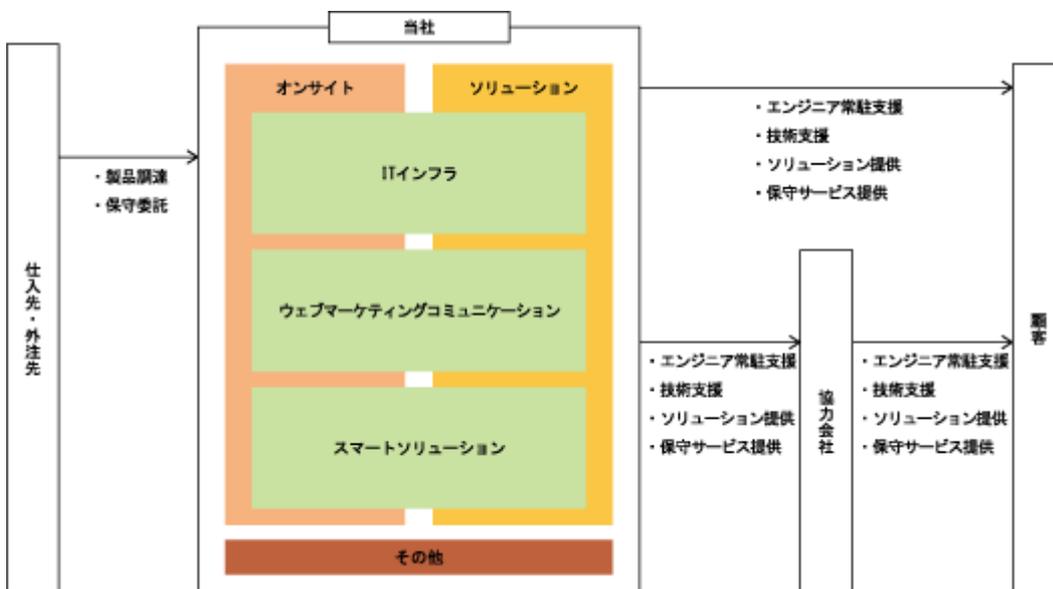
(4) その他事業

当期に連結子会社となりました株式会社セラク E C A で有料職業紹介・人材派遣・IT技術教育講座等のサービスを提供しております。

なお、当社の子会社である世科情報技術（瀋陽）有限公司は、中国国内において人材コンサルタント業を行っておりますが、非連結子会社であるため、事業内容の記載を省略しております。

[事業系統図]

当社の事業の系統図は、次のとおりであります。



<用語解説>

番号	用語	意味・内容
* 1	ソリューションサービス	主に請負契約において、成果物の納品によって技術提供を行うサービスのこと。
* 2	オンサイトサービス	主に派遣契約及びチーム体制における客先での作業を前提とした請負契約において、技術者の時間稼働もしくは成果物の納品によって技術提供を行うサービスのこと。
* 3	Sler	情報システムの開発において、コンサルティングから設計、開発、運用までを一括で請負う企業のこと。
* 4	サーバの仮想化	1台のサーバ(物理サーバ)を複数台の仮想的なサーバ(仮想サーバ)に分割して利用する仕組みのこと。それぞれの仮想サーバではOSやアプリケーションを実行させることができ、あたかも独立したコンピュータのように使用することができます。
* 5	ディレクション	ウェブサイトの構築や運用において、コンテンツ内容の企画や設計などの専門的業務やスケジュール管理、各関係者との連絡・調整業務などの進行管理業務のこと。
* 6	顧客データベース	主にECサイトなどで使われる、顧客の名前、住所、電話番号などの基本情報や、購入履歴、対応履歴などの拡張情報を格納するデータベースのこと。
* 7	アクセス解析	ウェブサイトのユーザがどのページをどのくらいの時間閲覧したか、どのページにどのくらいの閲覧数があったか等のアクセス状況を数値化・可視化してウェブサイトの問題点や改善点を抽出する分析手法のこと。
* 8	インターネット広告	バナー掲載や検索ワードに連動して広告を表示させる検索連動型広告など、企業が自社のウェブサイト以外で自社ブランドや商品・サービスをプロモーションするための広告のこと。
* 9	検証	構築したシステムやアプリが設計した通りに動作するか、想定外の操作を行った時に正しくエラー処理を行うか等の動作チェックを網羅的に行うこと。
*10	Java	業務システム開発において使用されることが多いプログラミング言語。Android上でのアプリケーション開発でも使用される。
*11	IoT	Internet of Thingsの略。全てのモノがインターネットに繋がる、という概念を示しており、様々な機器がインターネットを通じてデータを送受信することにより、様々なモノの制御や監視に役立つと考えられている。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社ピーズエンジニアリング (注)1, 2	東京都中央区	100	機械設計受託業務、 3DCAD教育、機械製 図教育、機械設計技 術者派遣事業	100	役員の兼任 有
(連結子会社) 株式会社セラクE C A (注)1, 2	東京都新宿区	100	ITスキル習得講座運 営等のIT教育事業、 人材紹介・人材派遣 等の人材マッチング 事業	100	役員の兼任 有

(注)1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

2. 特定子会社であります。

3. 当社グループは、海外に子会社を1社保有しておりますが、非連結子会社であるため、記載を省略しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年8月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
システムインテグレーション事業	2,098
デジタルトランスフォーメーション事業	407
機械設計エンジニアリング事業	101
その他	-
合計	2,606

(注) 1. 従業員数は、就業従業員数であります。

2. 従業員数が最近1年間で387名増加しました。主な理由は、業容の拡大に伴う積極的な新規採用によるものであります。

(2) 提出会社の状況

2020年8月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
2,505	29.9	3.1	3,654

セグメントの名称	従業員数(名)
システムインテグレーション事業	2,098
デジタルトランスフォーメーション事業	407
機械設計エンジニアリング事業	-
その他	-
合計	2,505

(注) 1. 従業員数は、就業従業員数であります。

2. 臨時従業員数については、その総数が従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

4. 従業員数が最近1年間で352名増加しました。主な理由は、業容の拡大に伴う積極的な新規採用によるものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は組織されておりませんが、労使関係は良好であり、特記すべきことはありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、「IT技術教育（人材育成）によりビジネスを創造し、社会の発展に貢献する」ことを経営方針として掲げております。具体的には、当社グループの強みである採用力とIT技術教育によりIT人材を創出し、顧客とのITプロジェクトへ参画させることに加え、当社のIT技術教育ノウハウを広く社会に還元することでITエンジニアのスキルアップや付加価値創出を行う企業として社会の発展に努めてまいります。また、「みどりクラウド」をはじめとしたIT技術力を生かした独自商品サービスや新商品を開発・展開し、デジタルトランスフォーメーション領域において社会課題を解決するITビジネスを展開することで、企業価値の向上を目指してまいります。

(2) 経営環境及び対処すべき課題等

現在の我が国の経済は、雇用・所得環境に改善傾向が続く中、景気は緩やかな回復基調が続いておりましたが、長引く米中貿易摩擦、英国のEU離脱など海外経済の影響に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、情勢は大きく変化し、国内外経済への影響や金融資本市場の変動等の懸念から、先行き不透明な状況となっております。そのような中、当社グループの将来の業績は、技術力の高いエンジニアの確保とその稼働率の多寡にかかっております。

当社グループが主にサービスを提供する情報産業分野においては、投資拡大が期待されるIoTサービス、ビッグデータやAIなど新たな技術活用、またそれに伴い巧妙化するサイバー攻撃に対応するセキュリティサービスなど、活発に広がりを見せており、これら企業の需要に対応する質の高いITエンジニアの採用・育成の重要性が増しております。

これを実現するために、優秀な人材の採用及び育成、営業の強化、新規事業の開発と拡大、企業の社会的責任への取り組み、新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応について、バランスを取りながら持続して強化を図ることが最大の課題であると認識しております。

そこで、当社グループは、以下のような点に留意し経営活動に取り組んでまいります。

優秀な人材の確保、育成

当社グループは、顧客にIT技術を提供できる人材を自社で採用し、入社後技術研修をはじめとした社内教育を行うことでIT技術とビジネススキルを備えた人材を顧客に提供できることを強みとしております。

そのため当社グループでは、現在の採用活動及び良質なエンジニアの育成をさらに発展させ、採用から研修、モチベーション維持のための計画的かつ体系的なシステムの構築、運用に取り組んでまいります。

営業の強化

優秀な人材の育成には、キャリアアップの選択肢を拡げるための案件の確保が必要となり、これを実現するための営業力が必要不可欠となります。

そのため当社グループでは、営業個々人の提案力、営業力の強化を図るための研修制度の整備を行ってまいります。また、顧客満足度の向上を図るため営業部門と技術部門の情報共有や連携強化についても取り組んでまいります。

新規事業の開発と拡大

長期にわたる企業成長を実現するためには、次なる成長のための新規事業の開発と拡大が重要と考えております。

当連結会計年度におきましては、以前から取組んでいる「みどりクラウド」をはじめとした農業IoT分野を拡大させるとともに、引き続き新規事業の研究開発にも取り組んでまいります。

企業の社会的責任への取り組み

当社は、経営理念の1つである「世の為人の為に、貢献する」を実践するため、CSR（企業の社会的責任）活動に積極的に取り組んでおり、次の二点につきましても徹底した取り組みを図ってまいります。

(a) 企業統治に係る責任の自覚

当社グループは、監査役監査及び内部監査の充実並びに管理部門をはじめとした内部管理体制の充実により、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理体制の整備と実効的な運用を図ってまいります。

(b) 企業モラルの堅持

当社グループは、顧客企業の機密厳守をはじめとする厳格な情報管理が事業活動継続の生命線と考えており、ISO27001(ISMS)を取得しております。引き続き、このような意識を経営幹部以下全ての従業員に自覚させるために、入社時及び随時に研修を行い、教育・啓蒙を行ってまいります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大への影響

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響について、当社グループにおいては、当連結会計年度の業績に一定程度影響はあったものの、重要な影響は発生しておりません。

当社グループにおいては、役職員や取引先への安全確保を第一に掲げるとともに、テレワーク（在宅勤務）や時差出勤など事業運営に極力支障が生じない体制を構築し、対処してまいりました。

引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による事業環境の変化を注視し健康管理や感染予防を徹底するとともに、業務管理方法の改善などを推し進め、コロナ禍の影響を最小限に留めるように取り組んでまいります。

2【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関してリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしも、そのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資家の判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を十分に認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業環境の変化に伴う当社の優位性低下

当社グループは、IT技術の中核とし、他領域へ事業を水平展開することでドメインの拡大を図り、各事業領域では、オンサイト型、ソリューション型の技術支援に加え独自の新商品サービスを展開し技術の高度化を図ってまいりました。しかしながら、事業環境の変化に十分な対応ができなかった場合、若しくは、顧客のニーズを的確に捉えたサービスを提供できなくなった場合やそれ以外の何らかの要因により当社の競争力が低下した場合には、当社の事業戦略、財政状態及び経営成績に大きな影響を与える可能性があります。

(2) 景気動向及び業界動向の変動による影響

当社グループが提供するサービスは、企業を取り巻く環境や企業経営の効率化などの動きにより、顧客のITに対する投資抑制策等の影響を受けることから、経済情勢の変化に伴い事業環境が悪化するなどした場合、当社の経営成績に影響を与える可能性があります。

(3) 人材の確保及び育成

当社グループは、事業の拡大に伴い、積極的に人材の確保・育成を進めております。優秀な人材の確保・育成のために、教育制度の充実等の施策を実施しております。しかしながら、今後退職者の増加や採用の不振等により必要な人材を確保することができない場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(4) 個人情報を含めた情報管理体制

当社グループはシステム開発や運用、又はサービス提供の遂行過程において、顧客の機密情報やユーザーの個人情報を取り扱う可能性があります。また、社内日常業務を遂行する過程においても、役員及び従業員、取引先企業の役職員に関する個人情報に接する機会があります。

当社では、システム上のセキュリティ対策に加え、様々な情報を取り扱うシステム開発・運用サービス業者としての信頼性を高めるため、情報セキュリティマネジメントシステム「ISO/IEC27001（JISQ27001）」を取得しております。また、当該公的認証に準拠した「情報セキュリティマニュアル」を整備し、ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の運営、維持、改善に努めております。しかしながら、こうした取り組みにより将来にわたり情報漏洩を完全に防止できる保証はなく、仮に個人情報その他の機密情報が外部流出するような事態が生じた場合には、当社グループの社会的信用に与える影響は大きく、その代償として当社グループの経営成績にも多大な悪影響が及び可能性があります。

(5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に関するリスク

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、世界経済の減速に伴う消費活動の停滞が長期化した場合や、当社グループ従業員に感染が広がった場合ならびに取引先等が事業活動を縮小または休止される事態などが発生した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

このようなリスクの対応策として、当社グループでは従業員の感染を防止するために、テレワーク（在宅勤務）や時差出勤の実施、徹底した衛生管理を行い従業員の安全、健康を第一に考えながら、業務への支障を可能な限り抑えつつ感染症の感染拡大防止に寄与する取り組みを実施しております。

(6) 法的規制

当社グループが提供するサービスのうち、人材派遣サービスは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」（労働者派遣法）に基づいた労働者派遣事業として厚生労働大臣の許可を受けて行っております。労働者派遣法では、労働者派遣事業の適正な運営を確保するために、当社が労働者派遣事業主としての欠格事由（労働者派遣法第6条）、及び、当該事業許可の取消事由（同法第14条）に該当した場合には、厚生労働大臣が事業許可の取消、業務の停止を命じることができる旨を定めております。現時点において認識している限りでは、当社グループにおいてはこれらの法令に定める欠格事由及び取消事由に該当する事実はありません。しかしながら将来、何らかの理由により許可の取消等が発生した場合には、当社グループの事業運営に大きな支障をきたすとともに、業績及び財務状況に大きな影響を与える可能性があります。

また、2012年10月1日に施行された労働者派遣法改正法が当社グループ業績に与える影響は限定的でありましたが、今後の動向によっては、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

当社グループは前述の労働者派遣法その他、職業安定法、労働基準法等の労働関連法令等により、規制を受けております。法令の変更、新法令の制定、又は解釈の変更等が生じた場合、当社グループの事業が制約され、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

（許認可等の状況）

許認可等の名称	有効期限	許認可等の番号	規制法令	所轄官庁等	取消事由等
労働者派遣事業許可	2016年4月1日～ 2021年3月31日	派13 - 080517	労働者派遣法	厚生労働省	労働者派遣法第6条に定められている条項に抵触した場合

(7) 派遣・請負スタッフに関する業務上トラブルの発生

スタッフによる業務遂行に際して、スタッフの過誤による事故やスタッフの不法行為により訴訟の提起又はその他の請求を受ける可能性があります。当社グループは、スタッフの作業にあたり、事故を未然に防ぐために管理体制を整えておりますが、上記トラブルによる訴訟内容及び請求金額によっては、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(8) 経営者への依存に関するリスク

当社において、創業者である代表取締役宮崎龍己は、当社の経営方針及び事業戦略を決定するとともに、ビジネスモデルの構築から事業化に至るまで重要な役割を果たしております。また、今後も当社の業務全般においては、同氏の経営手腕に依存する部分が大いと考えられます。

当社では、取締役会及び事業部会等における役員及び幹部社員の情報共有を行っております。また、経営組織の強化など権限委譲を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により同氏が業務執行を継続することが困難になった場合には、今後の当社グループの事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 自然災害や事故

地震等の自然災害や予期せぬ事故等により、当社グループあるいは取引先企業の重要な設備が損壊する等の被害が発生した場合には、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は以下のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境に改善傾向が続く中、景気は緩やかな回復基調が続いておりましたが、長引く米中貿易摩擦、英国のEU離脱など海外経済の影響に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、情勢は大きく変化し、国内外経済への影響や金融資本市場の変動等の懸念から、先行き不透明な状況となっております。

当社グループが主にサービスを提供する情報産業分野においては、投資拡大が期待されるIoTサービス、ビッグデータやAIなど新たな技術活用、またそれに伴い巧妙化するサイバー攻撃に対応するセキュリティサービスなど、活発に広がりをみせており、これら企業の需要に対応する質の高いITエンジニアの採用・育成の重要性が増しております。

このような環境の下、当社グループは積極的な人材の採用及び良質なエンジニアの育成によるサービスの価値向上に取り組むとともに、「みどりクラウド」による農業IT分野でのシェア拡大に注力してまいりました。一方、今後の企業の投資動向につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によるIT投資計画の見直し・抑制などについて十分に注視していく必要があります。

(a) 財政状態

当連結会計年度末の資産合計は、前連結会計年度末と比べ1,971,644千円増加し7,342,372千円となりました。

当連結会計年度末の負債合計は、前連結会計年度末に比べ1,353,605千円増加し3,912,641千円となりました。

当連結会計年度末の純資産合計は、前連結会計年度末に比べ618,039千円増加し3,429,730千円となりました。

(b) 経営成績

当連結会計年度の業績について、当社グループの売上高は13,771,620千円（前連結会計年度比20.7%増）、営業利益は1,134,471千円（前連結会計年度比55.9%増）、経常利益は1,165,242千円（前連結会計年度比58.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益654,002千円（前連結会計年度比48.3%増）となりました。

事業分野別のセグメント概況は、次のとおりであります。

（システムインテグレーション事業）

システムインテグレーション事業においては、既存技術領域でのIT技術支援を推進し、長期安定的な分野であるITインフラ・クラウドテクノロジーや、デジタルクリエイティブ・WEB運営、WEBシステム開発などのサービスを提供しております。

当連結会計年度においては、「クラウド運用」「プロジェクトマネジメント」「デジタル・マーケティング」等の成長領域における人材拡充に取り組んでまいりました。下半期より、新型コロナウイルスに伴う市況悪化の影響により企業の新規ICT投資に大幅な縮小が生じたものの、当事業の大部分を占めている運用案件においては顕著なマイナス影響を受けることなく推移することができました。

また、新規案件の減少を補うべく、新規人材採用を抑制するとともに「公共案件の獲得」や「テレワーク導入支援サービスの販売」、「新卒人材の早期戦力化」に取り組ましました。

これらの結果、当セグメントの売上高は10,914,039千円（前連結会計年度比9.9%増）、セグメント利益は1,021,026千円（前連結会計年度比29.1%増）となりました。

（デジタルトランスフォーメーション事業）

デジタルトランスフォーメーション事業においては、企業の情報資産を保護するサイバーセキュリティ、IoTやAI、データサイエンスを用いた課題解決、データの可視化やRPAによる業務の効率化、ITの活用で儲かる農業を実現する「みどりクラウド」といった、先端技術を用いたサービス提供を行っております。

当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、データサイエンス分野においては案件の発生が低調ではありましたが、その他の分野については概ね計画通り推移をすることができました。中でもSalesforceの定着支援事業においては、新たに取り組んだマーケティング施策が新規顧客の獲得に大きく貢献しております。

また、システムインテグレーション事業に従事している技術者がSalesforceの技術を習得することにより、技術者のDXシフト及び付加価値の高いサービス提供を実現しております。

農業向けサービスにおいては、「みどりクラウド」「ファームクラウド」をカスタマイズして提供を行い、生産者の課題の解決に活用いただくソリューション案件の受注が堅調に推移しております。

「みどりマーケット」においては、その実現に向けて、青果流通関係企業とのアライアンスの推進を図ってまいりました。

これらの結果、当セグメントの売上高は2,421,604千円（前連結会計年度比98.1%増）、セグメント利益は160,152千円（前連結会計年度はセグメント利益1,046千円）となりました。

（機械設計エンジニアリング事業）

機械設計エンジニアリング事業においては、連結子会社である株式会社ピースエンジニアリングでの3DCAD分野の技術提供、機械・金型などの受託設計サービス、実験や性能検査などの品質管理に関わる技術を提供しております。

当連結会計年度においては、新型コロナウイルスに伴う市況の悪化により案件の減少はあったものの、新たな活況分野（通信建設、工作機械/ロボット）へのアプローチを追加し、実践型社内プロジェクトにて実務経験を付け、サービスの提供に取り組んでまいりました。

これらの結果、当セグメントの売上高は435,928千円（前連結会計年度比78.2%増）、セグメント損失は32,780千円（前連結会計年度はセグメント損失36,878千円）となりました。

（その他事業）

その他事業においては、連結子会社である株式会社セラクE C Aでの有料職業紹介・人材派遣・IT技術教育講座等のサービスを提供しております。

当連結会計年度においては、流動性の高いIT人材市場において、高度IT技術者を多様な人材ニーズとマッチングさせることや、他業種も含めた幅広い分野の教育型人材サービスを提供すべく、求職者へのきめ細やかな対応と求人企業の新規開拓に取り組んでまいりました。2020年4月以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言の発出、その対象地域拡大・期間延長により、顧客企業の採用需要減少や採用活動の中断、延期などが生じました。

これらの結果、当セグメントの売上高は27,920千円（前連結会計年度比110.7%増）、セグメント損失は13,926千円（前連結会計年度はセグメント損失25,873千円）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、資金という）の残高は、4,282,653千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、995,530千円（前連結会計年度は655,055千円の収入）となりました。

主な要因は、法人税等の支払額419,133千円、売上債権の増加額229,556千円等の資金の減少要因があったものの、税金等調整前当期純利益1,063,220千円、投資有価証券評価損88,429千円、減価償却費25,381千円、減損損失13,825千円を計上したこと、未払消費税等の増加額240,585千円、未払金の増加額116,946千円、賞与引当金の増加額92,344千円、退職給付に係る負債の増加額20,795千円、仕入債務の増加額17,574千円等の資金の増加要因が生じたこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、160,453千円（前連結会計年度は255,969千円の使用）となりました。

主な要因は、有形固定資産の取得による支出63,700千円、敷金及び保証金の差入による支出55,602千円、保険積立金の積立による支出54,538千円等の資金の減少要因が生じたこと等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は、724,561千円（前連結会計年度は57,001千円の収入）となりました。

主な要因は、長期借入金の返済による支出136,215千円、配当金の支払額41,413千円等の資金の減少要因が生じたものの、長期借入れによる収入900,000千円等の増加要因が生じたこと等によるものであります。

生産、受注及び販売の状況

(a) 生産実績

当社グループは受注生産を一部行っておりますが、事業内容が多岐にわたっており、受注生産の重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

(b) 受注実績

当社グループは受注開発を一部行っておりますが、事業内容が多岐にわたっており、受注開発の重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

(c) 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	前連結会計年度比(%)
システムインテグレーション事業(千円)	10,914,039	109.9
デジタルトランスフォーメーション事業(千円)	2,421,604	198.1
機械設計エンジニアリング事業(千円)	435,928	178.2
その他事業(千円)	27,920	210.7
調整額(千円)	27,871	-
合計	13,771,620	120.7

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、その割合が100分の10以上に該当する相手先がないため記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき作成しております。この連結財務諸表の作成にあたり必要となる見積りに関しては、過去の実績等を勘案し合理的と判断される基準に基づいて行っております。なお、連結財務諸表を作成するにあたり重要となる会計方針については、「第5 経理の状況、1 連結財務諸表等、(1) 連結財務諸表、注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載のとおりであります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による会計上の見積りへの影響については、「第5 経理の状況、1 連結財務諸表等、(1) 連結財務諸表、注記事項(追加情報)」に記載しております。

財政状態の分析

(a) 資産

当連結会計年度末における資産合計は、前連結会計年度末と比べ1,971,644千円増加し7,342,372千円となりました。これは主に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大とその長期化に対する備えとして、手許資金を厚く保持し、財務基盤の安定性をより一層高めることを目的に、資金の借入を実施した結果、現金及び預金が1,557,082千円、受取手形及び売掛金が229,556千円増加したことなどによるものであります。

(b) 負債

当連結会計年度末における負債合計は、前連結会計年度末に比べ1,353,605千円増加し3,912,641千円となりました。これは主に、長期借入金が793,340千円、未払消費税等が240,585千円、未払金が117,755千円、未払法人税等が102,094千円、賞与引当金が92,344千円増加したことなどによるものであります。

(c) 純資産

当連結会計年度末における純資産合計は、前連結会計年度末に比べ618,039千円増加し3,429,730千円となりました。これは主に、利益剰余金が609,948千円増加したことによるものであります。

経営成績の分析

(a) 売上高

売上高については13,771,620千円（前連結会計年度比20.7%増）となりました。これは主に、引き続き堅調な市況感での技術者並びに受注案件の増加によるものであります。

(b) 売上原価

売上原価については10,486,525千円（前連結会計年度比19.3%増）となりました。これは主に、売上高の増加によるものであります。

この結果、売上総利益は3,285,095千円（前連結会計年度比25.5%増）となりました。

(c) 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費については2,150,623千円（前連結会計年度比13.8%増）となりました。これは主に、販売費や人件費の増加によるものであります。

この結果、販売費及び一般管理費は増加した一方、採用効率化やキャリア支援が一定の成果を上げたため、営業利益は1,134,471千円（前連結会計年度比55.9%増）となりました。

(d) 営業外損益

営業外損益については、営業外収益が34,572千円（前連結会計年度比227.8%増）、営業外費用が3,801千円（前連結会計年度比339.0%増）となりました。

この結果、経常利益は1,165,242千円（前連結会計年度比58.0%増）となりました。

(e) 特別損益

特別損益については、特別損失が102,254千円となりました。これは主に、当連結会計年度においては投資有価証券評価損88,429千円、減損損失13,825千円が発生したことによるものであります。

この結果、税金等調整前当期純利益は1,063,220千円（前連結会計年度比52.0%増）となりました。

(f) 親会社株主に帰属する当期純利益

法人税等合計は、法人税、住民税及び事業税を516,132千円、法人税等調整額を 106,913千円計上し409,218千円となりました。

この結果、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は654,002千円（前連結会計年度比48.3%増）となりました。

キャッシュ・フローの状況の分析

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、資金という）の残高は、4,282,653千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、995,530千円（前連結会計年度は655,055千円の収入）となりました。

主な要因は、法人税等の支払額419,133千円、売上債権の増加額229,556千円等の資金の減少要因があったものの、税金等調整前当期純利益1,063,220千円、投資有価証券評価損88,429千円、減価償却費25,381千円、減損損失13,825千円を計上したこと、未払消費税等の増加額240,585千円、未払金の増加額116,946千円、賞与引当金の増加額92,344千円、退職給付に係る負債の増加額20,795千円、仕入債務の増加額17,574千円等の資金の増加要因が生じたこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、160,453千円（前連結会計年度は255,969千円の使用）となりました。

主な要因は、有形固定資産の取得による支出63,700千円、敷金及び保証金の差入による支出55,602千円、保険積立金の積立による支出54,538千円等の資金の減少要因が生じたこと等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は、724,561千円（前連結会計年度は57,001千円の収入）となりました。

主な要因は、長期借入金の返済による支出136,215千円、配当金の支払額41,413千円等の資金の減少要因が生じたものの、長期借入れによる収入900,000千円等の増加要因が生じたこと等によるものであります。

資本の財源及び資金の流動性

当社グループは、今後も更なる収益基盤の安定化及び持続的な成長を図るためには、収益源の多様化を実現する必要があると考えており、自社による新規事業の創出及び拡大のみならず、業務提携、M&A等の新たな事業・サービスへの提携・投資を積極的に取り組んでいく方針であります。当社グループの運転資金需要のうち主なものは、当社グループのサービスを効果的に拡大していくための採用費、開発に係る人件費及び研究開発費であります。投資を目的とした資金需要は、主にM&A及び設備投資等によるものであります。これらの資金需要は自己資金により充当することを基本的な方針としておりますが、多額なM&A等の戦略的投資については、必要に応じて金融機関からの借入を実施いたします。

経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループが参入している業界において、技術革新のスピードが速く、常に最先端に向けた研究開発や成長のための投資を積極的かつ継続的に行う必要があるため、事業の収益力を示す売上高経常利益率を中長期的な経営指標として重視しております。

経営者の問題認識と今後の方針

経営者の問題認識と今後の方針につきましては、「第2 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

当連結会計年度の研究開発活動は、スマート農業分野における食農データプラットフォーム構築、AIを用いた青果物の市場予測及び前連結会計年度に引き続き奥出雲農業IT研究所における仁多米生産技術の標準化に向けた実証を行っております。

また、サイバーセキュリティ、IoT、データサイエンス、各領域において、先行的な技術研究開発などを推進しております。

当連結会計年度における研究開発費の総額は7,148千円であります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度におきましては、事業規模の拡大及び経営効率化の観点から、総額69,732千円の設備投資を実施しております。

主な投資といたしましては、本社及び支社オフィス移転及び増床に伴う建物並びに工具、器具及び備品として65,538千円の設備投資を実施いたしました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2020年8月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物	工具、 器具 及び備品	車両 運搬具	ソフト ウェア	合計	
本社 (東京都新宿区)	全事業、全社	オフィス	72,715	14,308	-	8,438	95,463	1,608
札幌支社 (北海道札幌市 中央区)	全事業	オフィス	0	0	-	-	0	10
横浜支社 (神奈川県横浜市 神奈川区)	全事業	オフィス	7,848	131	-	-	7,980	227
名古屋支社 (愛知県名古屋市 中村区)	全事業	オフィス	12,847	3,416	-	-	16,263	220
大阪支社 (大阪府大阪市 西区)	全事業	オフィス	10,460	4,379	-	-	14,840	327
福岡支社 (福岡県福岡市 博多区)	全事業	オフィス	5,664	119	-	-	5,784	111
南島原農業IT研究所 (長崎県南島原市)	全事業	オフィス	2,355	295	0	-	2,651	1

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 上記事業所の年間賃借料は合計218,355千円であります。
4. 従業員数は、就業従業員数であります。

(2) 国内子会社

2020年8月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)	
			建物	工具、 器具 及び備品	車両 運搬具	リース 資産	ソフト ウェア		合計
株式会社ピー ズエンジニア リング (東京都中央 区)	機械設計エ ンジニアリ ング	オフィス		0		182	253	436	101

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 上記事業所の年間賃借料は合計3,478千円であります。
4. 従業員数は、就業従業員数であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 重要な設備の新設等
該当事項はありません。
- (2) 重要な設備の除却等
該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	49,376,000
計	49,376,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2020年8月31日)	提出日現在発行数 (株) (2020年11月27日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	13,767,200	13,767,200	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式であり ます。 なお、単元株式数は100株で あります。
計	13,767,200	13,767,200	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2020年11月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。
当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。
当該制度の内容は、次のとおりであります。

第3回新株予約権（2014年8月22日開催臨時株主総会決議）

決議年月日	2014年8月22日臨時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員48
新株予約権の数（個）	360 [356] （注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 144,000 [142,400] （注）1、3
新株予約権の行使時の払込金額（円）	45（注）2、3
新株予約権の行使期間	2016年8月29日から 2022年12月31日まで （注）5
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 45（注）3 資本組入額 22.5（注）3
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日（2020年8月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2020年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、400株であります。

新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額での新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times \text{1株当たり払込（処分）金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。更に、当社が他社と合併する場合、もしくは会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

3. 2016年4月30日付けで普通株式1株につき100株の株式分割を、また、2017年3月1日付けで普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
4. 権利行使の条件は以下のとおりであります。

本新株予約権者は、当社の普通株式が上場された日以降、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の20%又は2個のいずれか大きい方の個数を限度として行使することができる。

新株予約権者は、当社の普通株式が上場された場合において、下記(a)から(c)に掲げる各条件を充たしたときは、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合の個数又は記載された個数のいずれか大きい方の個数を限度として行使することができる。

 - (a) 2014年8月期乃至2020年8月期のうち、いずれかの期において売上高が100億円以上かつ経常利益が10億円以上である場合割り当てられた本新株予約権の50%又は4個まで
 - (b) 2014年8月期乃至2020年8月期のうち、いずれかの期において売上高が120億円以上かつ経常利益が11億円以上である場合割り当てられた本新株予約権の75%又は6個まで
 - (c) 2014年8月期乃至2020年8月期のうち、いずれかの期において売上高が150億円以上かつ経常利益が12億円以上である場合割り当てられた本新株予約権の100%

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使を認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことができない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
5. 2018年11月22日開催の定時株主総会において、行使期間を「2016年8月29日から2021年8月28日まで」から「2016年8月29日から2022年12月31日まで」に変更しております。
6. 2018年11月22日開催の定時株主総会において、権利行使条件期間を「2014年8月期乃至2020年8月期」から「2014年8月期乃至2022年8月期」に変更しております。

第4回新株予約権（2014年12月25日臨時株主総会決議）

決議年月日	2014年12月25日臨時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社従業員 2
新株予約権の数（個）	241（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 96,400（注）1、3
新株予約権の行使時の払込金額（円）	138（注）2、3
新株予約権の行使期間	2016年12月26日から 2022年12月31日まで （注）5
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 138（注）3 資本組入額 69（注）3
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日（2020年8月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2020年10月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、400株であります。

新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額での新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times \text{1株当たり払込（処分）金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。更に、当社が他社と合併する場合、もしくは会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行行使価額の調整を行うことができるものとします。

3．2016年4月30日付けで普通株式1株につき100株の株式分割を、また、2017年3月1日付けで普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

4. 権利行使の条件は以下のとおりであります。

本新株予約権者は、当社の普通株式が上場された日以降、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の20%又は2個のいずれか大きい方の個数を限度として行使することができる。

新株予約権者は、当社の普通株式が上場された場合において、下記(a)から(c)に掲げる各条件を充たしたときは、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合の個数又は記載された個数のいずれか大きい方の個数を限度として行使することができる。

- (a) 2015年8月期乃至2020年8月期のうち、いずれかの期において売上高が100億円以上かつ経常利益が10億円以上である場合割り当てられた本新株予約権の50%又は4個まで
- (b) 2015年8月期乃至2020年8月期のうち、いずれかの期において売上高が120億円以上かつ経常利益が11億円以上である場合割り当てられた本新株予約権の75%又は6個まで
- (c) 2015年8月期乃至2020年8月期のうち、いずれかの期において売上高が150億円以上かつ経常利益が12億円以上である場合割り当てられた本新株予約権の100%

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使を認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことができない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

- 5. 2018年11月22日開催の定時株主総会において、行使期間を「2016年12月26日から2021年12月25日まで」から「2016年12月26日から2022年12月31日まで」に変更しております。
- 6. 2018年11月22日開催の定時株主総会において、権利行使条件期間を「2014年8月期乃至2020年8月期」から「2014年8月期乃至2022年8月期」に変更しております。

第5回新株予約権（2018年2月15日臨時取締役会決議）

決議年月日	2018年2月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役1 当社従業員62
新株予約権の数（個）	1,272 [1,248]（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 127,200 [124,800]（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	690（注）2
新株予約権の行使期間	2020年3月1日から 2026年2月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 690円 資本組入額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときには、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

当事業年度の末日（2020年8月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2020年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額での新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times \text{1株当たり払込（処分）金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。更に、当社が他社と合併する場合、もしくは会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

3. 本新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。

新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当社の有価証券報告書に記載される売上高が、下記に掲げる条件を満たした場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として当該売上高の水準を充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができます。

- (a) 2019年8月期から2025年8月期までのいずれかの期における売上高200億円、かつ、経常利益20億円を達成した場合：行使可能割合 30%
- (b) 2019年8月期から2025年8月期までのいずれかの期における売上高300億円、かつ、経常利益30億円を達成した場合：行使可能割合 50%
- (c) 2019年8月期から2025年8月期までのいずれかの期における売上高500億円、かつ、経常利益50億円を達成した場合：行使可能割合 100%

なお、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てます。

上記にかかわらず、2018年8月期以降、本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの各事業年度にかかる当社の損益計算書上の売上高が、前事業年度の売上高より10%以上下回った場合、当該事業年度にかかる有価証券報告書を当社が金融商品取引法に基づき提出した日をもって、本新株予約権は消滅します。

上記及びに關する売上高の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）における売上高を参照するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、期間満了による退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社の従業員持株会に入会していることを要する。ただし、役員への就任その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権を行使することはできない。

各本新株予約権1個未満を行使することはできない。

4. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、本新株予約権の発行を決議した当社取締役会開催日の前営業日（2018年2月14日）での東京証券取引所における当社株価の終値である690円とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

上記で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

行使期間の2020年3月1日から2026年2月28日の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

(注)1に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、(注)1に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

以下に該当する場合、(5)に定める行使期間終了前といえども、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

- a. 新株予約権者が禁固以上の刑に処せられたとき。
- b. 新株予約権者が当社又は当社関係会社の就業規則により懲戒解雇又は論旨解雇されたとき。
- c. 新株予約権者に法令若しくは当社又は当社関係会社の社内規程に違反する重大な行為があったとき。
- d. 新株予約権者が当社所定の書面により本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出たとき。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第6回新株予約権（2019年2月14日臨時取締役会決議）

決議年月日	2019年2月14日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員25、子会社取締役1、子会社従業員3
新株予約権の数（個）	615（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	61,500（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	607（注）2
新株予約権の行使期間	2021年3月1日から2027年2月28日まで （ただし、下記「新株予約権の行使条件」を満たしている場合に限る。）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 607円 資本組入額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときには、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

当事業年度の末日（2020年8月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2020年10月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額での新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込（処分）金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。更に、当社が他社と合併する場合、もしくは会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

3. 本新株予約権の行使条件は以下のとおりです。

新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当社の有価証券報告書に記載される売上高が、下記に掲げる条件を満たした場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として当該売上高の水準を充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。

- (a) 2020年8月期から2026年8月期までのいずれかの期における売上高が200億円、かつ、経常利益20億円を達成した場合：行使可能割合 30%
- (b) 2020年8月期から2026年8月期までのいずれかの期における売上高が300億円、かつ、経常利益30億円を達成した場合：行使可能割合 50%
- (c) 2020年8月期から2026年8月期までのいずれかの期における売上高が500億円、かつ、経常利益50億円を達成した場合：行使可能割合 100%

なお、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

上記にかかわらず、2019年8月期以降、本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの各事業年度にかかる当社の損益計算書上の売上高が、前事業年度の売上高より10%以上下回った場合、当該事業年度にかかる有価証券報告書を当社が金融商品取引法に基づき提出した日をもって、本新株予約権は消滅する。

上記及びに関する売上高の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）における売上高を参照するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、期間満了による退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社の従業員持株会に入会していることを要する。ただし、役員への就任その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使することはできない。

各本新株予約権1個未満を行使することはできない。

4. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、本新株予約権の発行を決議した当社取締役会開催日の前営業日（2019年2月13日）での東京証券取引所における当社株価の終値である607円とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

上記で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

行使期間の2021年3月1日から2027年2月28日の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

(注)1に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、(注)1に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

以下に該当する場合、(5)に定める行使期間終了前といえども、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

- a. 新株予約権者が禁固以上の刑に処せられたとき。
- b. 新株予約権者が当社又は当社関係会社の就業規則により懲戒解雇又は論旨解雇されたとき。
- c. 新株予約権者に法令若しくは当社又は当社関係会社の社内規程に違反する重大な行為があったとき。
- d. 新株予約権者が当社所定の書面により本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出たとき。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(募集新株予約権(有償ストック・オプション)の発行)

当社は、2020年8月6日付けの取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の従業員、当社子会社の取締役及び従業員に対し、第7回新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)を発行することを決議し、2020年8月24日に発行いたしました。

決議年月日	2020年8月6日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役3、当社従業員44、子会社従業員9
新株予約権の数(個)	1,845(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	184,500(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,188(注)2
新株予約権の行使期間	2022年9月1日から2028年8月31日まで (ただし、下記「新株予約権の行使条件」を満たしている場合に限る。)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,188円 資本組入額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときには、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2020年8月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2020年10月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額での新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込(処分)金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$

上記算式において「既発行株式数」とは当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。更に、当社が他社と合併する場合、もしくは会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

3. 本新株予約権の行使条件は以下のとおりです。

新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当社の有価証券報告書に記載される売上高が、下記に掲げる条件を満たした場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として当該売上高の水準を充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。

- (a) 2021年8月期から2027年8月期までのいずれかの期における売上高が200億円、かつ、経常利益20億円を達成した場合：行使可能割合 30%
- (b) 2021年8月期から2027年8月期までのいずれかの期における売上高が300億円、かつ、経常利益30億円を達成した場合：行使可能割合 50%
- (c) 2021年8月期から2027年8月期までのいずれかの期における売上高が500億円、かつ、経常利益50億円を達成した場合：行使可能割合 100%

なお、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

上記にかかわらず、2020年8月期以降、本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの各事業年度にかかる当社の損益計算書上の売上高が、前事業年度の売上高より10%以上下回った場合、当該事業年度にかかる有価証券報告書を当社が金融商品取引法に基づき提出した日をもって、本新株予約権は消滅する。

上記及びに関する売上高の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）における売上高を参照するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、期間満了による退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社の従業員持株会に入会していることを要する。ただし、役員への就任その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使することはできない。

各本新株予約権1個未満を行使することはできない。

4. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、本新株予約権の発行を決議した当社取締役会開催日の前営業日（2020年8月5日）での東京証券取引所における当社株価の終値である1,188円とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

上記で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

行使期間の2022年9月1日から2028年8月31日の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

(注)1に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、(注)1に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

以下に該当する場合、(5)に定める行使期間終了前といえども、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

- 新株予約権者が禁固以上の刑に処せられたとき。
- 新株予約権者が当社又は当社関係会社の就業規則により懲戒解雇又は論旨解雇されたとき。
- 新株予約権者に法令若しくは当社又は当社関係会社の社内規程に違反する重大な行為があったとき。
- 新株予約権者が当社所定の書面により本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出たとき。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2016年4月30日 (注)1	3,055,140	3,086,000	-	92,465	-	7,465
2016年6月30日 (注)2	168,000	3,254,000	115,920	208,385	115,920	123,385
2016年8月3日 (注)3	122,100	3,376,100	84,249	292,634	84,249	207,634
2017年1月16日 (注)4	3,800	3,379,900	582	293,216	582	208,216
2017年3月1日 (注)5	10,139,700	13,519,600	-	293,216	-	208,216
2017年3月31日 (注)6	204,800	13,724,400	2,958	296,174	108	208,324
2017年7月31日 (注)7	10,000	13,734,400	225	296,399	225	208,549
2017年11月30日 (注)8	4,800	13,739,200	108	296,507	108	208,657
2018年3月31日 (注)9	20,000	13,759,200	1,287	297,794	1,287	209,944
2018年12月27日 (注)10	7,200	13,766,400	162	297,956	162	210,106
2019年6月24日 (注)11	800	13,767,200	18	297,974	18	210,124

(注)1. 株式分割(1株:100株)による増加であります。

2. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 1,500円

引受価額 1,380円

資本組入額 690円

払込金総額 231,840千円

3. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

発行価格 1,380円

資本組入額 690円

割当先 S M B C 日興証券株式会社

4. 新株予約権の権利行使による増加であります。

5. 株式分割(1株:4株)による増加であります。

6. 新株予約権の権利行使による増加であります。

7. 新株予約権の権利行使による増加であります。

8. 新株予約権の権利行使による増加であります。

9. 新株予約権の権利行使による増加であります。

10. 新株予約権の権利行使による増加であります。

11. 新株予約権の権利行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

2020年8月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	17	30	26	36	5	4,997	5,111	-
所有株式数(単元)	-	15,237	5,285	10,048	7,975	14	99,073	137,632	4,000
所有株式数の割合(%)	-	11.07	3.84	7.30	5.80	0.01	71.98	100.00	-

(6) 【大株主の状況】

2020年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
宮崎 龍己	埼玉県戸田市	5,882,000	42.72
宮崎 浩美	東京都練馬区	1,177,000	8.55
株式会社宮崎	東京都新宿区西新宿七丁目5番25号	952,000	6.92
特定有価証券信託受託者 株式会社SMBC信託銀行	東京都港区西新橋1丁目3番1号	576,000	4.18
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	336,200	2.44
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都港区浜松町2丁目11番3号	178,100	1.29
岩崎 泰次	静岡県静岡市駿河区	170,900	1.24
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	152,900	1.11
J.P.MORGAN SECURITIES PLC FOR AND ON BEHALF OF ITS CLIENTS JPMSP RE CLIENT ASSETS - SET TACCT	25 BANK STREET, CANARY WHARF LONDON E14 5JP UK	139,800	1.02
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS ML SCB RD	ONE CHURCHILL PLACE, LONDON, E14 5HP UNITED KINGDOM	136,800	0.99
計	-	9,701,700	70.47

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

2020年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 13,763,200	137,632	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 4,000	-	-
発行済株式総数	13,767,200	-	-
総株主の議決権	-	137,632	-

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	23	29,946
当期間における取得自己株式	22	36,652

(注) 当期間における保有自己株式数には、2020年11月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	62	-	84	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2020年11月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3【配当政策】

当社は、株主に対する適正な利益還元を経営の重要課題として認識しており、配当政策に関しては、各事業年度における利益水準、次期以降の見通し、設備投資に係る資金需要及び内部留保の状況等を総合的に勘案した上で、株主への利益配当を実施していく方針であります。

また、内部留保資金の用途につきましては、運転資金及び設備投資などに充当し、事業基盤の安定と企業価値の向上に努めてまいります。

当社が剰余金の配当を行う場合は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針と考えております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

第33期事業年度の剰余金の配当につきましては、上記の方針に基づいて、業績や財務状況等を総合的に勘案し、期末配当金として1株当たり4円60銭といたしました。

第33期事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2020年11月20日 定時株主総会決議	63,328	4.60

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

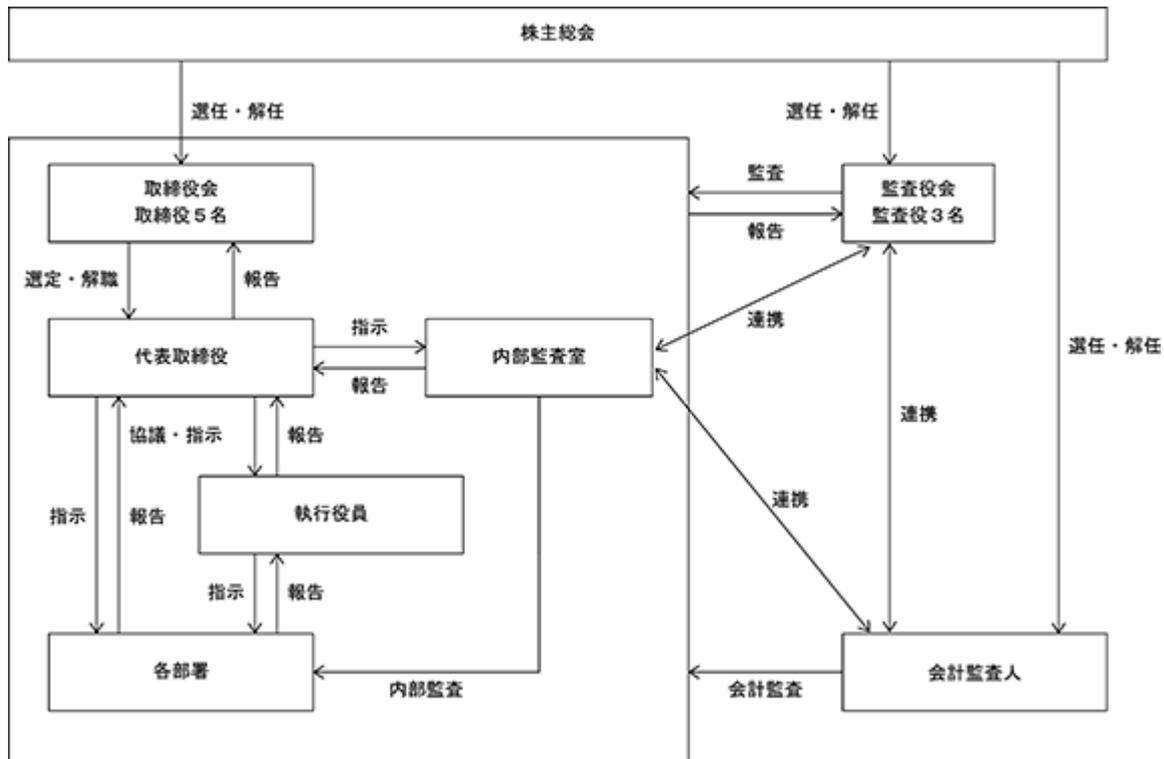
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、株主、顧客、従業員をはじめとする利害関係者に対して、経営責任と説明責任の明確化を図り、もって、企業価値の最大化によるメリットを提供するため、経営と業務執行における透明性の確保並びにコンプライアンス遵守の徹底を進め、同時に、効率的な経営の推進を行うこととしております。こうした取り組みを進めていく中で、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

(a)企業統治の体制の概要

会社の機関及び内部統制等の概要は、以下のとおりであります。



(取締役会)

当社取締役会は、取締役5名により構成され、うち2名は社外取締役であります。環境変化に迅速に対応できる意思決定機関としていることで業務執行監督体制の整備、意思決定の公正化を図っております。

取締役会は、原則として毎月1回定時取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、経営及び業務執行に関する重要事項の決定等を行っております。また、取締役会には、監査役3名も出席し、取締役の職務執行を監査しております。

なお、定款上において、当社の取締役は7名以内とし、その選任決議は、株主総会において、議決権を行使することが出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うこと及び累積投票によらないものとするとしております。

議長：代表取締役 宮崎龍己

構成員：専務取締役 宮崎浩美

常務取締役 小関智春、社外取締役 西村光治、社外取締役 井田英明

常勤監査役 吉本寿樹、社外監査役 芹沢俊太郎、社外監査役 勝呂和之

(監査役会)

当社監査役会は常勤監査役1名、非常勤監査役2名から構成されております。監査役は取締役会へ出席し、会計監査及び業務監査を中心として、経営全般に関する監査を行う体制を構築しております。

なお、定款上において、当社の監査役は3名以内とし、その選任決議は、株主総会において、議決権を行使することが出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うこととしております。

議長：常勤監査役 吉本寿樹

構成員：社外監査役 芹沢俊太郎、社外監査役 勝呂和之

(b)当該体制を採用する理由

当社グループはコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、現在の体制が経営の公正・透明性を維持、向上させるために最適と判断し、本体制を採用しております。

企業統治に関するその他の事項

内部統制システムの整備、リスク管理体制の整備及び子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況
当社は、下記のとおり「内部統制基本方針」を取締役会にて決議しており、この基本方針に基づいた整備を行っております。

イ．取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a．当社は、法令・定款及び社会規範を遵守することが企業経営における最優先事項と位置づけ、法令・定款及び社会規範に適合した社内規程を整備し、当社グループの取締役及び従業員はこれに従い職務を執行する。
- b．当社は、コンプライアンスの徹底を図るため、担当取締役を任命し、「コンプライアンス規程」に基づき、全社的なコンプライアンス体制の整備を図るとともに、当社グループの取締役及び従業員に対する教育、管理監督を行う。
- c．当社は、法令・社会規範及び社内規程などの違反行為などの早期発見・是正を目的として、「内部通報制度（公益通報者保護規程）」を設け、効果的な運用を図る。
- d．反社会的勢力の排除を「反社会的勢力対策規程」に定め、企業の社会的責任を十分認識し、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨むとともに、それら勢力との取引や資金提供を疑われるような一切の関係、不当要求を拒絶・遮断する。
- e．コンプライアンス違反者に対しては、就業規則に基づき厳正に対処する。

ロ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a．株主総会、取締役会などの議事録及び社内規程に従って作成された業務に関する文書は、法令及び「文書管理規程」など社内規程に基づき適切な保存・管理を行う。
- b．取締役及び監査役は各部門が保存及び管理する情報を常時直接閲覧・謄写又は複写することができる。

ハ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a．当社は「リスク管理規程」に基づき、当社グループのリスクの把握・事前対応を行うとともにリスクが顕在化した場合には緊急対策本部を設置し、対策にあたる。

- 二．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a．経営上の重要事項審議のため、取締役会を原則月に1回以上開催し業務執行上の重要案件について十分審議を行う。
 - b．職務執行に係る権限を「業務分掌規程」「職務権限規程」「決裁権限基準」等に定め、必要な手続きを経て承認を得た範囲内で権限委譲を行う。また、業務運営に関する個別経営課題については、事業部会及び幹部会にて審議することにより、取締役の職務執行の効率化を図る。
- ホ．当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- a．子会社の管理責任は事業を所管する事業部長が負い、事業部長が指名する者が子会社を管理する。
 - b．子会社の代表は、所管する事業部に対して定期的に運営状況や経営戦略について情報の共有し連携を図る。
 - c．子会社の経営活動上の意思決定事項については、子会社の代表もしくは管理者が当社取締役会に報告し承認を得るものとする。
 - d．子会社の代表及び管理者は、子会社にて損失の危険が生じた場合、直ちに所管事業部長へ報告する。
 - e．子会社の業務監査・コンプライアンス監査などのため、子会社に当社内部監査室を派遣し監査を行う。監査結果については、代表取締役・所管する事業部長及び常勤監査役に報告する。
- ヘ．当社の監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における、当該従業員に関する事項
- a．監査役から求められた場合には、監査役と協議の上、監査役の職務を補助する従業員を配置する。
- ト．監査役を補助する従業員の取締役からの独立性に関する事項
- a．監査役を補助する従業員は、当社の就業規則に従うが、当該職務に関する指揮命令権は監査役に属するものとし、異動・評価・懲戒等の人事事項については監査役と事前協議の上実施する。
- チ．監査役を補助する従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- a．当社監査役より監査業務に関する命令を受けた従業員は、その命令に反して当社取締役の指揮命令を受けないものとする。
- リ．当社グループの取締役及び従業員が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- a．当社グループの取締役及び従業員は、監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うとともに、次のような緊急事態が発生した場合には、遅滞なく報告するものとする。
 - 1) 当社グループの経営に重大な悪影響を及ぼすおそれのある法律上・財務上の事項
 - 2) その他、当社グループの信用及び業績に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - 3) 重要な訴訟・係争事項
 - 4) 社内規程の違反で重大な事項
 - 5) その他、上記に準じる事項
 - b．当社グループの取締役及び従業員は、前項に定める事項及び内部通報制度の通報状況について、速やかに当社の監査役に対し報告を行う。
 - c．監査役が必要と判断した時は、いつでも当社グループの取締役及び従業員などに対して報告を求める。
- ヌ．監査役への報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
- a．監査役に報告・相談を行った取締役及び従業員に対し、報告・相談を行ったことを理由とする不利益な取扱いを禁止する。
- ル．会社の監査役を執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項
- a．取締役は、監査役を執行に協力し監査の実効を担保するための監査費用についてあらかじめ予算計上し、監査役を執行に係る費用等の支払いを行う。

ワ．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a．取締役は「監査役監査規程」に定める監査役監査の重要性・有用性を十分認識し、監査役監査の環境整備を行う。
- b．監査役は、社長直轄の内部監査部門である内部監査室に監査の協力を求めることができる。内部監査室は、監査役による効率的な監査に協力する。
- c．監査役は、取締役及び従業員に対し、随時必要に応じ監査への協力を求めることができる。
- d．監査役は、会計監査人と監査業務の品質及び効率を高めるため、情報・意見交換等の緊密な連携を図ることができる。
- e．監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会並びに経営会議のほか、全ての会議又は委員会等に出席し報告を受けることができる。
- f．取締役及び従業員は、監査役が求める重要な書類については、速やかに監査役に提出する。
- g．当社グループの取締役及び従業員は、当社又は子会社の業務執行に関し、監査役にコンプライアンス、リスク管理等に関する報告・相談を直接行うことができる。
- h．監査役は、定期的に代表取締役との意見交換会を開催し、必要に応じ取締役及び従業員との連絡会を開催し報告を受けることができる。
- i．取締役及び従業員は、監査役が事業の報告を求めた場合、又は業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。
- j．監査役は、取締役による子会社管理の監査を行うため、主要な子会社の往査、子会社の監査役との日常の連携及び子会社監査役連絡会等を通じて、子会社から報告を受けることができる。

リスク管理体制の整備の状況

当社グループは、リスク管理を経営上きわめて重要な活動と認識しております。具体的には、取締役及び取締役会による業務執行及びその監督に努め、一方で、リスク管理体制を強化するため、事業計画の策定、予算統制、諸規程に基づく業務の運営とチェック及び内部監査の強化による社内の内部統制機能の充実に取り組んでおります。

また、当社は、経営の効率化と責任の明確化を図るため、「執行役員規程」に基づき、執行役員制度を導入し、取締役会において重要事項の決定並びに取締役及び執行役員の業務の執行状況について報告を行い、当社の取締役及び執行役員の職務の執行について監視・監督を行っております。

責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、社外取締役及び監査役の全員と当該契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の責任につき、法令に定める要件に該当する場合には、取締役会の決議によって法令の定める限度の範囲内で、その責任を免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が、期待される役割を十分に発揮すること等を目的とするものであります。

取締役の定数及び選任決議

当社の取締役は7名以内とする旨、定款に定めております。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また累積投票によらない旨、定款に定めております。

取締役会で決議できる株主総会決議事項

イ．中間配当に関する事項

当社は、株主への利益還元を機動的に行うことを可能とするため、取締役会の決議によって毎年2月末日を基準日として、会社法第454条第5項の規定に基づく中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

ロ．自己株式の取得に関する事項

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 8名 女性 0名 (役員のうち女性の比率0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役	宮崎 龍己	1957年2月26日生	1980年4月 1981年12月 1984年2月 1987年12月 (主要な兼職)	株式会社マーク 入社 米国クイーンズ大学 留学 株式会社マーク 復職 当社設立、代表取締役(現任) 株式会社セラクE C A 代表取締役 株式会社宮崎 代表取締役	(注) 4	5,882,000
専務取締役 執行役員 システムインテグ レーション本部長 (注) 1	宮崎 浩美	1962年6月5日生	1987年4月 1994年8月 1994年10月 2007年1月 2013年1月 2014年10月 2016年9月 2019年9月 2020年9月 (主要な兼職)	東ソ一株式会社 入社 当社入社 当社取締役 当社常務取締役 当社専務取締役 当社専務取締役執行役員経営管理本部長 当社専務取締役執行役員ITビジネスイノ ベーション本部長 当社専務取締役執行役員トランスフォー メーション本部長 当社専務取締役執行役員システムインテグ レーション本部長(現任) 株式会社ピースエンジニアリング 取締役 株式会社セラクE C A 取締役	(注) 4	1,177,000
常務取締役 執行役員 経営管理本部長	小関 智春	1975年6月24日生	1999年4月 2000年3月 2003年4月 2007年7月 2014年10月 2016年9月 2020年9月 (主要な兼職)	株式会社グローアップ 入社 当社入社 ネットワークソリューション事業部長 当社取締役 当社取締役執行役員技術本部長 当社取締役執行役員経営管理本部長 当社常務取締役執行役員経営管理本部長 (現任) 株式会社ピースエンジニアリング 代表取締 役 株式会社セラクE C A 取締役	(注) 4	10,800
取締役 (注) 2	西村 光治	1965年10月6日生	1992年4月 2007年6月 2014年12月 2015年3月 2015年6月 (主要な兼職)	弁護士登録 東京弁護士会 入会 弁護士法人 松尾総合法律事務所 入所(現 任) 日本パーカライジング株式会社 監査役 当社 社外取締役(現任) カンロ株式会社 社外監査役 日本パーカライジング株式会社 社外取締役 弁護士法人 松尾総合法律事務所 弁護士	(注) 4	-
取締役 (注) 2	井田 英明	1971年7月10日生	1995年9月 1999年1月 2002年10月 2003年11月 2009年4月 2014年7月 2019年11月	天馬株式会社 入社 日本生命保険相互会社 入社 伊藤忠ファイナンス株式会社 入社 株式会社ドリームインキュベータ 入社 株式会社ぐるなび 入社 株式会社BOOKWELL設立 代表取締役(現任) 当社 社外取締役(現任)	(注) 4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 (常勤)	吉本 寿樹	1974年1月5日生	1996年4月 第二電電株式会社 (現・KDDI株式会社)入社 2001年3月 NTTコミュニケーションズ株式会社 入社 2004年10月 株式会社ザイマックスウェイヴ 入社 2006年3月 当社入社 2008年1月 当社経営企画室長 2012年9月 当社法務部長 2014年12月 当社監査役(現任) (主要な兼職) 株式会社ピーズエンジニアリング 監査役 株式会社セラクE C A 監査役	(注)5	2,000
監査役 (注)3	芹沢 俊太郎	1976年3月19日生	1999年10月 朝日監査法人 (現・有限責任あずさ監査法人)入所 2003年4月 公認会計士登録 2007年1月 芹沢公認会計士事務所開業 2007年6月 税理士登録 2007年12月 当社 社外監査役(現任) 2008年11月 みさき監査法人設立 統括代表社員(現任) 2013年11月 T R A D税理士法人設立 代表社員(現任) (主要な兼職) みさき監査法人設立 統括代表社員 T R A D税理士法人 代表社員	(注)5	-
監査役 (注)3	勝呂 和之	1959年11月29日生	1989年9月 柏谷道正公認会計士事務所 入所 1992年12月 税理士登録 1994年9月 勝呂会計事務所開業(現任) 2004年3月 コンフィアンサ税理士法人設立 代表社員 (現任) 2015年11月 当社 社外監査役(現任) (主要な兼職) 勝呂会計事務所 所長 コンフィアンサ税理士法人 代表社員	(注)5	-
計					

- (注)1. 専務取締役 宮崎浩美は、代表取締役 宮崎龍己の弟であります。
2. 取締役 西村光治、井田英明は、社外取締役であります。
3. 監査役 芹沢俊太郎、勝呂和之は、社外監査役であります。
4. 2019年11月22日開催の定時株主総会終結の時から選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 2019年11月22日開催の定時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
6. 当社では、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離及び迅速な業務執行を行うため、執行役員制度を導入しております。執行役員は3名で、システムインテグレーション本部長 宮崎浩美、経営管理本部長 小関智春、デジタルトランスフォーメーション本部長 米谷信吾で構成されております。

社外取締役及び社外監査役と当社の人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係

当社は社外取締役として西村光治、井田英明、社外監査役として、芹沢俊太郎、勝呂和之を選任しております。

当社と社外取締役との間には、人的・資本的关系、取引関係及びその他利害関係はありません。当社が社外取締役に期待する機能及び役割につきましては、企業経営に関する知識・経験又は専門的な知識を有している、若しくは弁護士の資格を有し会社法務等の専門的な知見等を有する社外取締役を選任することにより、中立的な立場から当社の経営に有益な助言を頂くことであります。西村光治は弁護士資格、井田英明は企業経営の見識を有しております。

また、当社と社外監査役との間には、人的・資本的关系、取引関係及びその他利害関係はありません。当社が社外監査役に期待する機能及び役割につきましては、公認会計士及び税理士の資格を有し会社財務等の専門的な知見等を有する社外監査役を選任することにより社外の視点を取り入れ、経営監視機能の客観性及び中立性を確保することであります。芹沢俊太郎は公認会計士、勝呂和之は税理士資格を有しております。

なお、当社は社外取締役及び社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、選任に当たっては、会社法及び株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社は、常勤監査役1名及び社外監査役2名の3名体制であります。社外監査役2名は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する会計士及び税理士であります。

当社の監査役会は、監査の体制及び方法について監査役会規程及び監査役監査規程を制定しており、常勤監査役が社外監査役と連携し、業務監査及び会計監査を実施しております。2020年8月期における開催回数は合計12回であり、出席率はいずれの監査役とも100%であります。また、監査役は取締役会その他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要な書類の閲覧、役職員への質問等を通じて、経営全般に関して幅広く監査を行う他、内部監査部門及び会計監査人と連携して適正な監査の実施に努めております。監査役の監査業務を補佐する専任のスタッフを設けておりませんが、適宜管理部の担当者が事務局機能を代行しております。監査役監査を実施する手続は、監査役監査の年間計画を策定し、計画書に基づいて監査を実施します。監査の結果、改善事項が検出された場合、監査役間で意見交換を行い、取締役会で改善勧告を行います。その結果を受けて、フォローアップ監査を実施しております。

内部監査の状況

当社は、代表取締役直轄の内部監査専門の部署として内部監査室が設置されており、専任担当者を2名配属しております。内部監査室は、内部監査の年間計画を策定し、代表取締役からこの計画書について承認を受け、内部監査の実施に先立ち、監査対象部門へ監査実施通知書を送付し、内部監査を行っております。内部監査の結果については、代表取締役へ内部監査報告書を提出することにより、報告を行っております。内部監査の結果、改善事項が検出された場合、監査対象部門へ改善を求め、フォローアップ監査の実施の要否を検討し、必要に応じてフォローアップ監査を実施します。

また、必要に応じて監査役と意見交換を行い適宜対応しております。加えて、内部監査室及び監査役は、監査法人と定期的に意見交換を行い、また、会計監査の過程で検出された事項について、報告を求め、対処するなど、監査の実効性確保に努めております。

会計監査の状況

(a) 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(b) 継続監査年数

7年

(c) 業務を遂行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 新居伸浩
指定有限責任社員 業務執行社員 廣田剛樹

(d) 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、その他28名であります。

(e) 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の品質管理体制、独立性、監査計画、監査体制、審査体制、監査の実施状況、監査報酬等の要素を個別に吟味したうえで総合的に判断し、会計監査人を選定しております。

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意を得て、監査役会が会計監査人を解任します。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決定を受け、取締役会が会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に附議します。

当該方針に照らし、これらの要素を満たし高品質な監査を維持しつつ効率的な監査業務の運営が期待できることから、EY新日本有限責任監査法人を会計監査人として再任することに問題はないと判断しております。

(f) 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対する評価を行っており、同法人による会計監査は、年間監査活動を通して従前から適正に行われていることを確認しております。また、監査役及び監査役会は、会計監査人の再任に際して、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づく確認を行い、会計監査人の監査の方法と結果を相当と認め、再任の適否について決定しております。

監査報酬の内容等

(a) 公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	26,500	-	28,875	-
連結子会社	-	-	-	-
計	26,500	-	28,875	-

(b) 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬((a)を除く)

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

該当事項はありません。

(c) その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

該当事項はありません。

(d) 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する報酬の金額は、監査証明業務に係る人員数、監査日数等を勘案し、決定する方針としております。

(e) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の職務執行状況や監査計画の内容等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

(a) 報酬の構成

当社は、株主総会の決議により定められた報酬限度の範囲内において決定しております。取締役の報酬等の額については、固定報酬のみにより構成しております。

(b) 報酬の上限額

当社は、役員報酬等の上限額を定時株主総会で定めており、役員賞与等を含めた年間の役員報酬は、その上限額の範囲内で支給することとしております。なお、2015年11月26日の定時株主総会決議により、役員報酬限度額は以下のとおりとなっております。

なお、これらの決議に基づく報酬等の支給の対象となる役員は、本書提出時点において取締役5名、監査役3名であります。

役員報酬限度額 取締役 240,000千円（2015年11月26日の定時株主総会で決議）
（1事業年度） 監査役 20,000千円（2015年11月26日の定時株主総会で決議）

(c) 個別報酬額の決定手続

当社は、各役員の役割と責務にふさわしい水準を勘案の上、会社業績との連動性や企業価値の向上に対する動機づけに配慮した体系とすることを基本方針としております。

個別報酬額については、上記方針に基づき、代表取締役社長に一任する旨を取締役会で決議しております。

監査役の報酬については、会社法第387条第2項の規定に基づき、監査役の協議により決定しております。

固定報酬： 業績並びに各人の業績貢献度、役割遂行度等を総合的に勘案して決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	78,222	78,222	-	-	3
監査役 (社外監査役を除く。)	8,452	8,452	-	-	1
社外取締役	6,900	6,900	-	-	3
社外監査役	6,500	6,500	-	-	2

役員ごとの連結報酬等の総額等

役員ごとの連結報酬等の総額が1億円以上の役員が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動内容

取締役の報酬等の額の決定過程においては、取締役会により委任された代表取締役社長 宮崎龍己は経営方針及び目標に対する達成状況、貢献度を総合的に勘案して策定した素案に基づき、事前協議会の審議を経て監査役が参加する取締役会で決定しております。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社グループは、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする株式を純投資目的である投資株式とし、それ以外の当社グループの中長期的な企業価値の向上に資すると判断し保有する株式を純投資目的以外の目的である投資株式として区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

(a) 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、事業上重要な取引先との安定的・長期的な取引関係の構築、業務提携、又は協働ビジネス展開の円滑化及び強化等の観点から、資本コスト等を踏まえ当社グループの中長期的な企業価値の向上を目的として、係る取引先の株式を政策的に保有しております。

政策保有株式については、取締役会で検証しており、政策保有先ごとに中長期的な経済合理性や当社グループの事業戦略等の観点から中長期的な企業価値の向上という目的に資するかどうかを総合的に判断し、保有意義の薄れた株式については、政策保有先の状況等を勘案したうえで売却を進めるものとしております。

また、議決権行使につきましては、議案の内容を精査し企業価値向上を期待できるかなど総合的に判断しております。

(b) 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	3	32,608
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

(c) 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2019年9月1日から2020年8月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2019年9月1日から2020年8月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、また、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、経理・財務等に関するセミナーに参加するとともに、社内規程やマニュアルを整備し随時更新を行い、連結財務諸表等の適正性の確保に努めております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年8月31日)	当連結会計年度 (2020年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,772,268	4,329,351
受取手形及び売掛金	1,597,154	1,826,711
仕掛品	18,034	19,453
原材料	28,634	36,816
その他	67,328	107,482
貸倒引当金	2,689	4,124
流動資産合計	4,480,730	6,315,690
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	1,724,25	1,111,892
工具、器具及び備品(純額)	1,13,947	1,22,794
その他	1,97	1,0
有形固定資産合計	86,470	134,686
無形固定資産		
のれん	34,217	25,093
ソフトウェア	26,267	8,692
その他	1,959	1,844
無形固定資産合計	62,445	35,630
投資その他の資産		
投資有価証券	2,222,440	2,132,702
繰延税金資産	279,521	383,832
敷金及び保証金	168,440	214,613
その他	70,678	125,216
投資その他の資産合計	741,080	856,364
固定資産合計	889,996	1,026,681
資産合計	5,370,727	7,342,372

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年8月31日)	当連結会計年度 (2020年8月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	39,748	57,323
1年内返済予定の長期借入金	136,215	106,660
未払金	806,252	924,007
未払法人税等	267,537	369,631
未払消費税等	263,997	504,583
賞与引当金	547,582	639,927
受注損失引当金	365	-
その他	161,993	170,966
流動負債合計	2,223,693	2,773,098
固定負債		
長期借入金	212,230	1,005,570
退職給付に係る負債	122,915	133,900
その他	196	72
固定負債合計	335,342	1,139,542
負債合計	2,559,036	3,912,641
純資産の部		
株主資本		
資本金	297,974	297,974
資本剰余金	495,724	495,724
利益剰余金	2,018,270	2,628,218
自己株式	32	62
株主資本合計	2,811,937	3,421,855
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	972	65
退職給付に係る調整累計額	3,159	3,647
その他の包括利益累計額合計	2,186	3,712
新株予約権	1,940	4,162
純資産合計	2,811,690	3,429,730
負債純資産合計	5,370,727	7,342,372

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
売上高	11,410,214	13,771,620
売上原価	1 8,792,469	10,486,525
売上総利益	2,617,745	3,285,095
販売費及び一般管理費	2, 3 1,890,153	2, 3 2,150,623
営業利益	727,592	1,134,471
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,954	2,038
助成金収入	6,700	31,091
その他	1,894	1,442
営業外収益合計	10,548	34,572
営業外費用		
支払利息	816	2,252
その他	49	1,549
営業外費用合計	865	3,801
経常利益	737,275	1,165,242
特別利益		
新株予約権戻入益	155	233
特別利益合計	155	233
特別損失		
固定資産除却損	4 1,921	-
減損損失	5 36,138	5 13,825
投資有価証券評価損	-	88,429
特別損失合計	38,060	102,254
税金等調整前当期純利益	699,370	1,063,220
法人税、住民税及び事業税	356,605	516,132
法人税等調整額	98,180	106,913
法人税等合計	258,425	409,218
当期純利益	440,945	654,002
親会社株主に帰属する当期純利益	440,945	654,002

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
当期純利益	440,945	654,002
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	972	907
退職給付に係る調整額	4,024	6,806
その他の包括利益合計	3,051	5,898
包括利益	437,894	659,901
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	437,894	659,901

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	297,794	495,544	1,614,473	32	2,407,780
当期変動額					
新株の発行	180	180			360
剰余金の配当			37,149		37,149
親会社株主に帰属する当期純利益			440,945		440,945
自己株式の取得				-	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	180	180	403,796	-	404,156
当期末残高	297,974	495,724	2,018,270	32	2,811,937

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	-	865	865	1,421	2,410,067
当期変動額					
新株の発行					360
剰余金の配当					37,149
親会社株主に帰属する当期純利益					440,945
自己株式の取得					-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	972	4,024	3,051	518	2,532
当期変動額合計	972	4,024	3,051	518	401,623
当期末残高	972	3,159	2,186	1,940	2,811,690

当連結会計年度（自 2019年9月1日 至 2020年8月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	297,974	495,724	2,018,270	32	2,811,937
当期変動額					
新株の発行	-	-			-
剰余金の配当			44,054		44,054
親会社株主に帰属する当期純利益			654,002		654,002
自己株式の取得				29	29
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	609,948	29	609,918
当期末残高	297,974	495,724	2,628,218	62	3,421,855

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	972	3,159	2,186	1,940	2,811,690
当期変動額					
新株の発行					-
剰余金の配当					44,054
親会社株主に帰属する当期純利益					654,002
自己株式の取得					29
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	907	6,806	5,898	2,222	8,120
当期変動額合計	907	6,806	5,898	2,222	618,039
当期末残高	65	3,647	3,712	4,162	3,429,730

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年 9月 1日 至 2019年 8月 31日)	当連結会計年度 (自 2019年 9月 1日 至 2020年 8月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	699,370	1,063,220
減価償却費	32,774	25,381
減損損失	36,138	13,825
のれん償却額	9,124	9,124
投資有価証券評価損益(は益)	-	88,429
貸倒引当金の増減額(は減少)	147	1,435
賞与引当金の増減額(は減少)	196,688	92,344
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	26,381	20,795
受取利息及び受取配当金	1,954	2,038
助成金収入	-	31,091
支払利息	816	2,252
固定資産除却損	1,921	-
売上債権の増減額(は増加)	433,428	229,556
たな卸資産の増減額(は増加)	6,474	9,600
前払費用の増減額(は増加)	6,521	39,692
仕入債務の増減額(は減少)	21,466	17,574
未払金の増減額(は減少)	169,342	116,946
未払消費税等の増減額(は減少)	70,661	240,585
その他	94,306	4,809
小計	910,762	1,384,744
利息及び配当金の受取額	1,954	1,448
利息の支払額	798	2,620
助成金の受取額	-	31,091
法人税等の支払額	256,861	419,133
営業活動によるキャッシュ・フロー	655,055	995,530
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	2,103	2,504
定期預金の払戻による収入	-	5,060
有形固定資産の取得による支出	22,815	63,700
無形固定資産の取得による支出	17,081	4,194
投資有価証券の取得による支出	120,288	-
敷金及び保証金の差入による支出	28,916	55,602
短期貸付金の純増減額(は増加)	15,000	15,000
保険積立金の積立による支出	54,538	54,538
その他の収入	4,773	25
投資活動によるキャッシュ・フロー	255,969	160,453
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	250,000	900,000
長期借入金の返済による支出	152,197	136,215
リース債務の返済による支出	4,671	235
株式の発行による収入	360	-
配当金の支払額	37,009	41,413
新株予約権の発行による収入	674	2,455
自己株式の取得による支出	-	29
その他の支出	155	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	57,001	724,561
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	456,087	1,559,639
現金及び現金同等物の期首残高	2,266,927	2,723,014
現金及び現金同等物の期末残高	2,723,014	4,282,653

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 2社
連結子会社の名称 株式会社ピースエンジニアリング
株式会社セラク E C A

- (2) 非連結子会社の数 1社
非連結子会社の名称 世科信息技术(瀋陽)有限公司
連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社数
該当する会社はありません。

- (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称
持分法を適用していない非連結子会社の数 1社
持分法を適用していない非連結子会社の名称 世科信息技术(瀋陽)有限公司
持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等から見て、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

- (1) 連結の範囲の変更
該当事項はありません。

- (2) 持分法の適用範囲の変更
該当事項はありません。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

原材料

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6～18年

工具、器具及び備品 4～15年

無形固定資産

定額法（リース資産を除く）

なお、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

定額法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時の翌連結会計年度に費用処理しております。

小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクが負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

(収益認識に関する会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年8月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(時価の算定に関する会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年8月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

(会計上の見積りの開示に関する会計基準)

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)が2003年に公表した国際会計基準(IAS)第1号「財務諸表の表示」(以下「IAS第1号」)第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準(以下「本会計基準」)が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則(開示目的)を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

(2) 適用予定日

2021年8月期の年度末から適用します。

(会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準)

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解(注1-2)の定めを引き継ぐこととされております。

(2) 適用予定日

2021年8月期の年度末から適用します。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取補償金」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「受取補償金」に表示していた412千円は、「その他」として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「前払費用の増減額」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた87,785千円は、「前払費用の増減額」6,521千円、「その他」94,306千円として組み替えております。

(追加情報)

(新型コロナウイルスの感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の拡大により、経済や企業活動に甚大な影響を与えており、依然として国内経済は先行き不透明な状況が続くものと推測しております。

当社グループにおいては、当連結会計年度の業績に一定程度影響はあったものの、重要な影響は発生しておりません。

このような状況を踏まえ、その影響は限定的であるとの仮定に基づき当連結会計年度末における繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の収束が遅延し、想定を超える需要への影響が生じた場合には、翌連結会計年度以降の当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年8月31日)	当連結会計年度 (2020年8月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	67,473千円	84,795千円

2 非連結子会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年8月31日)	当連結会計年度 (2020年8月31日)
投資有価証券(株式)	0千円	0千円

(連結損益計算書関係)

1 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
	365千円	- 千円

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
役員報酬	106,755千円	110,274千円
給料手当	664,643千円	821,210千円
賞与	72,685千円	75,220千円
賞与引当金繰入額	64,821千円	79,122千円
退職給付費用	4,120千円	3,789千円
法定福利費	133,891千円	157,408千円
減価償却費	14,935千円	18,443千円
採用費	249,595千円	236,681千円
貸倒引当金繰入額	147千円	1,435千円

3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
	26,033千円	7,148千円

4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
建物	1,921千円	- 千円
計	1,921千円	- 千円

5 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日）

場所	用途	種類	金額
本社	事業資産	ソフトウェア	36,138千円

当社グループは、減損損失を認識するにあたり、継続的に損益の把握を実施している管理会計の区分を基礎としてグルーピングを行っております。

減損損失を計上したソフトウェアにつきましては、当初想定していた収益計画に遅れが生じ、事業計画を見直した結果、当連結会計年度において事業資産グループの割引前将来キャッシュ・フローが、固定資産の帳簿価額を下回ったため、回収可能価額まで減額しております。

なお、回収可能価額は使用価値により算定しておりますが、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスの場合、回収可能価額をゼロとして評価しております。

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

当連結会計年度（自 2019年9月1日 至 2020年8月31日）

場所	用途	種類	金額
本社	事業資産	ソフトウェア	13,825千円

当社グループは、減損損失を認識するにあたり、継続的に損益の把握を実施している管理会計の区分を基礎としてグルーピングを行っております。

減損損失を計上したソフトウェアにつきましては、当初想定していた収益計画に遅れが生じ、事業計画を見直した結果、当連結会計年度において事業資産グループの割引前将来キャッシュ・フローが、固定資産の帳簿価額を下回ったため、回収可能価額まで減額しております。

なお、回収可能価額は使用価値により算定しておりますが、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスの場合、回収可能価額をゼロとして評価しております。

（連結包括利益計算書関係）

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

（単位：千円）

	前連結会計年度 （自 2018年9月1日 至 2019年8月31日）	当連結会計年度 （自 2019年9月1日 至 2020年8月31日）
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	1,402	1,308
税効果調整前	1,402	1,308
税効果額	429	400
その他有価証券評価差額金	972	907
退職給付に係る調整額		
当期発生額	4,553	5,256
組替調整額	1,247	4,553
税効果調整前	5,801	9,810
税効果額	1,776	3,004
退職給付に係る調整額	4,024	6,806
その他の包括利益合計	3,051	5,898

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	13,759,200	8,000	-	13,767,200

(変動事由の概要)

新株予約権の権利行使による増加 8,000株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	39	-	-	39

3 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	第3回新株予約権 (ストックオプション)	-	-	-	-	-	-
	第4回新株予約権 (ストックオプション)	-	-	-	-	-	-
	第5回新株予約権 (ストックオプション)	-	156,200	-	15,100	141,100	1,284
	第6回新株予約権 (ストックオプション)	-	-	75,500	2,000	73,500	656
合計		-	156,200	75,500	17,100	214,600	1,940

(変動事由の概要)

第5回新株予約権の失効による減少 15,100株
第6回新株予約権の発行による増加 75,500株
第6回新株予約権の失効による減少 2,000株

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年11月22日 定時株主総会	普通株式	37,149	2.70	2018年8月31日	2018年11月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年11月22日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	44,054	3.20	2019年8月31日	2019年11月25日

当連結会計年度（自 2019年9月1日 至 2020年8月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	13,767,200	-	-	13,767,200

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	39	23	-	62

（変動事由の概要）

単元未満株式の買取りによる増加 23株

3 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （千円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	第3回新株予約権 （ストックオプション）	-	-	-	-	-	-
	第4回新株予約権 （ストックオプション）	-	-	-	-	-	-
	第5回新株予約権 （ストックオプション）	-	141,100	-	13,900	127,200	1,157
	第6回新株予約権 （ストックオプション）	-	75,500	-	12,000	61,500	549
	第7回新株予約権 （ストックオプション）	-	-	184,500	-	184,500	2,455
	合計	-	216,600	184,500	25,900	373,200	4,162

（変動事由の概要）

第5回新株予約権の失効による減少 13,900株
第6回新株予約権の失効による減少 12,000株
第7回新株予約権の発行による増加 184,500株

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2019年11月22日 定時株主総会	普通株式	44,054	3.20	2019年8月31日	2019年11月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年11月20日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	63,328	4.60	2020年8月31日	2020年11月24日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
現金及び預金	2,772,268千円	4,329,351千円
預入期間が3か月を超える定期預金	49,254千円	46,697千円
現金及び現金同等物	2,723,014千円	4,282,653千円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

該当事項はありません。

無形固定資産

ソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 リース資産」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして、必要資金を金融機関からの借入により調達しております。なお、デリバティブ取引は利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券については、格付の高い債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、当該会社の財務状況の悪化等のリスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、全て1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で3年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、財務経理部が債権残高を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、格付の高い債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、当該会社の財務状況の悪化等によるリスクに晒されておりますが、定期的に時価及び発行会社の財務状況を把握し、その保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき当社の財務経理部が定期的に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）をご参照ください。）。

前連結会計年度（2019年8月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,772,268	2,772,268	-
(2) 受取手形及び売掛金	1,597,154	1,597,154	-
(3) 投資有価証券			
其他有価証券	101,402	101,402	-
資産計	4,470,824	4,470,824	-
(1) 買掛金	39,748	39,748	-
(2) 未払金	806,252	806,252	-
(3) 未払法人税等	267,537	267,537	-
(4) 未払消費税等	263,997	263,997	-
(5) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	348,445	347,959	485
負債計	1,725,981	1,725,495	485

当連結会計年度（2020年8月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	4,329,351	4,329,351	-
(2) 受取手形及び売掛金	1,826,711	1,826,711	-
(3) 投資有価証券			
其他有価証券	100,094	100,094	-
資産計	6,256,156	6,256,156	-
(1) 買掛金	57,323	57,323	-
(2) 未払金	924,007	924,007	-
(3) 未払法人税等	369,631	369,631	-
(4) 未払消費税等	504,583	504,583	-
(5) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	1,112,230	1,076,221	36,008
負債計	2,967,775	2,931,766	36,008

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、並びに(4) 未払消費税等

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金（1年内返済予定を含む）

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	2019年8月31日	2020年8月31日
非上場株式		
投資有価証券	121,038	32,608

(注) 投資有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3 . 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度 (2019年8月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,772,268	-	-	-
受取手形及び売掛金	1,597,154	-	-	-
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
(1) 債券 (社債)	-	100,000	-	-
合計	4,369,422	100,000	-	-

当連結会計年度 (2020年8月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,329,351	-	-	-
受取手形及び売掛金	1,826,711	-	-	-
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
(1) 債券 (社債)	-	100,000	-	-
合計	6,156,062	100,000	-	-

(注) 4 . 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度 (2019年8月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	136,215	106,660	105,570	-	-	-
合計	136,215	106,660	105,570	-	-	-

当連結会計年度 (2020年8月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	106,660	255,570	600,000	150,000	-	-
合計	106,660	255,570	600,000	150,000	-	-

(有価証券関係)
その他有価証券
前連結会計年度(2019年8月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	101,402	100,000	1,402
小計	101,402	100,000	1,402
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	-	-	-
合計	101,402	100,000	1,402

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額121,038千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(2020年8月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	100,094	100,000	94
小計	100,094	100,000	94
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	-	-	-
合計	100,094	100,000	94

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額32,608千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

当連結会計年度において、有価証券について88,429千円減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は従業員の退職給付に充てるため、退職一時金制度及び前払退職金制度を採用しております。

なお、連結子会社が有する退職給付制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度(簡便法を適用した制度を除く。)

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
退職給付債務の期首残高	86,478	118,134
勤務費用	39,153	28,083
数理計算上の差異の発生額	4,553	5,256
退職給付の支払額	11,560	11,665
その他	491	424
退職給付債務の期末残高	118,134	128,871

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2019年8月31日)	当連結会計年度 (2020年8月31日)
非積立型制度の退職給付債務	118,134	128,871
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	118,134	128,871
退職給付に係る負債	118,134	128,871
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	118,134	128,871

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
勤務費用	39,153	28,083
数理計算上の差異の費用処理額	1,247	4,553
その他	570	530
確定給付制度に係る退職給付費用	37,335	32,107

(4) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
過去勤務費用	-	-
数理計算上の差異	5,801	9,810
合計	5,801	9,810

(5) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

（単位：千円）

	前連結会計年度 (2019年8月31日)	当連結会計年度 (2020年8月31日)
未認識過去勤務費用	-	-
未認識数理計算上の差異	4,553	5,256
合計	4,553	5,256

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
割引率	0.36%	0.01%

3. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	4,255	4,781
新規連結子会社の取得に伴う増加額	-	-
退職給付費用	612	901
退職給付の支払額	86	653
退職給付に係る負債の期末残高	4,781	5,029

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

（単位：千円）

	前連結会計年度 (2019年8月31日)	当連結会計年度 (2020年8月31日)
非積立型制度の退職給付債務	4,781	5,029
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	4,781	5,029
退職給付に係る負債	4,781	5,029
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	4,781	5,029

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用

前連結会計年度 612千円 当連結会計年度 901千円

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目

該当事項はありません。

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
新株予約権戻入益	155千円	233千円

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

決議年月日	2014年8月22日 (第3回新株予約権)	2014年12月25日 (第4回新株予約権)	2018年2月15日 (第5回新株予約権)	2019年2月14日 (第6回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 48名	当社取締役 1名 当社従業員 2名	当社取締役 1名 当社従業員 62名	当社取締役 -名 当社従業員 25名 子会社取締役 1名 子会社従業員 3名
株式の種類及び付与数	普通株式 221,600株 (注)1、2	普通株式 119,600株 (注)1、2	普通株式 156,200株 (注)1	普通株式 75,500株 (注)1
付与日	2014年8月29日	2014年12月26日	2018年3月5日	2019年3月5日
権利確定条件	当社の普通株式が上場された場合において、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。	当社の普通株式が上場された場合において、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。	新株予約権の権利行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。また、当社の従業員持株会に入会していることを要する。	新株予約権の権利行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。また、当社の従業員持株会に入会していることを要する。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2016年8月29日から 2022年12月31日まで (注)3	2016年12月26日から 2022年12月31日まで (注)3	2020年3月1日から 2026年2月28日まで	2021年3月1日から 2027年2月28日まで

決議年月日	2020年8月6日 (第7回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 44名 子会社取締役 -名 子会社従業員 9名
株式の種類及び付与数	普通株式 184,500株 (注)1
付与日	2020年8月24日
権利確定条件	当社の普通株式が上場された場合において、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2022年9月1日から 2028年8月31日まで

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. 2016年4月30日付で普通株式1株につき100株の割合で、2017年3月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。
3. 2018年11月22日開催の定時取締役会において、第3回新株予約権の行使期間を「2016年8月29日から2021年8月28日まで」から「2016年8月29日から2022年12月31日まで」及び第4回新株予約権の行使期間を「2016年12月26日から2021年12月25日まで」から「2016年12月26日から2022年12月31日まで」にそれぞれ変更しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2020年8月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

決議年月日	2014年8月22日 (第3回新株予約権)	2014年12月25日 (第4回新株予約権)	2018年2月15日 (第5回新株予約権)	2019年2月14日 (第6回新株予約権)
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	135,600	96,400	141,100	73,500
付与	-	-	-	-
失効	2,400	-	13,900	12,000
権利確定	53,600	36,400		-
未確定残	79,600	60,000	127,200	61,500
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	11,600	-	-	-
権利確定	53,600	36,400	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	800	-	-	-
未行使残	64,400	36,400	-	-

決議年月日	2020年8月6日 (第7回新株予約権)
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	-
付与	184,500
失効	-
権利確定	-
未確定残	184,500
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

(注) 2016年4月30日付で普通株式1株につき100株の割合で、2017年3月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

単価情報

決議年月日	2014年8月22日 (第3回新株予約権)	2014年12月25日 (第4回新株予約権)	2018年2月15日 (第5回新株予約権)	2019年2月14日 (第6回新株予約権)
権利行使価格(円)	45	138	690	607
行使時平均株価 (円)	-	-	-	-
付与日における公正 な評価単価(円)	-	-	-	607

決議年月日	2020年8月6日 (第7回新株予約権)
権利行使価格(円)	1,331
行使時平均株価 (円)	-
付与日における公正 な評価単価(円)	1,331

(注) 2016年4月30日付で普通株式1株につき100株の割合で、2017年3月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の1株当たりの価額を記載しております。

4. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

- (1) 使用した評価技法 モンテカルロ・シミュレーション
(2) 主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性	(注) 1	61.18%
予想残存期間	(注) 2	8年
予想配当	(注) 3	4.6円/株
無リスク利率	(注) 4	0.085%

- (注) 1. 2016年7月から2020年7月の月次株価を利用し年率換算して算出しております。
2. 合理的な見積りが困難であるため権利行使期間の満了日までの期間と推定して見積もっております。
3. 直近の配当予想に基づき算出しております。
4. 予想残存期間に対応する国債の利回りに基づき算定しております。

5. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

6. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 356,434千円
(2) 当連結会計年度に権利行使された本源的価値の合計額 - 千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年8月31日)	当連結会計年度 (2020年8月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	168,404千円	196,243千円
退職給付に係る負債	37,826千円	41,199千円
未払費用	25,267千円	29,534千円
敷金及び保証金	6,682千円	8,205千円
未払事業税	15,711千円	20,297千円
関係会社株式評価損	4,593千円	4,593千円
投資有価証券評価損	-	27,077千円
未払事業所税	4,547千円	5,968千円
減損損失	16,175千円	12,879千円
繰越欠損金(注)2	28,926千円	38,975千円
助成金収入	-千円	72,305千円
その他	8,036千円	10,947千円
繰延税金資産小計	316,171千円	468,227千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	28,926千円	38,975千円
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	7,723千円	45,419千円
評価性引当額小計(注)1	36,649千円	84,395千円
繰延税金資産合計	279,521千円	383,832千円
繰延税金資産純額	279,521千円	383,832千円

繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (2019年8月31日)	当連結会計年度 (2020年8月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	-千円	-千円
固定資産 - 繰延税金資産	279,521千円	383,832千円

(注)1. 評価性引当額が47,745千円増加しております。この増加の主な内容は、投資有価証券評価損に係る評価性引当額27,077千円、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額10,049千円が主な要因となっております。

(注)2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2019年8月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金()	-	-	-	-	-	28,926	28,926
評価性引当額	-	-	-	-	-	28,926	28,926
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2020年8月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金()	-	-	-	-	-	38,975	38,975
評価性引当額	-	-	-	-	-	38,975	38,975
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年8月31日)	当連結会計年度 (2020年8月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%	0.2%
留保金課税	8.8%	8.5%
住民税均等割等	0.5%	0.3%
評価性引当額の増減	2.8%	3.5%
税額控除	7.5%	6.6%
地方法人税	1.6%	1.5%
連結子会社の適用税率差異	0.2%	0.1%
その他	0.4%	0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.0%	38.5%

(資産除去債務関係)

当社は、事務所の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち、分離された財務情報が入手可能であり、かつ取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、事業活動の特徴、法的規制等を考慮した経営管理上の区分によって、「システムインテグレーション事業」、「デジタルトランスフォーメーション事業」、「機械設計エンジニアリング事業」の3つを報告セグメントとしております。

「システムインテグレーション事業」は、ITインフラ・クラウドテクノロジー、デジタルクリエイティブ・WEB運営、WEBシステム開発などのサービス提供、「デジタルトランスフォーメーション事業」は、サイバーセキュリティ、IoT・AIを用いたデータサイエンス、RPAを用いたビジネスインテリジェンス、圃場環境モニタリングシステム『みどりクラウド』の販売及びサービス提供、「機械設計エンジニアリング事業」は、3DCAD分野の技術提供、機械・金型など受託設計のサービス提供を主な業務としております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	連結 財務諸表 計上額 (注3)
	システム インテグレーション	デジタル トランス フォーメーション	機械設計 エンジニア リング	計				
売上高								
外部顧客への売上高	9,933,784	1,222,217	243,210	11,399,211	11,002	11,410,214	-	11,410,214
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	1,380	1,380	2,250	3,630	3,630	-
計	9,933,784	1,222,217	244,590	11,400,591	13,252	11,413,844	3,630	11,410,214
セグメント利益又はセグメント損失()	790,678	1,046	36,878	754,845	25,873	728,972	1,380	727,592
セグメント資産	-	55,835	140,992	196,828	76,842	273,671	5,097,056	5,370,727
その他の項目								
のれんの償却額	-	-	9,124	9,124	-	9,124	-	9,124
減価償却費	17,085	15,358	330	32,774	-	32,774	-	32,774
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	-	12,670	-	12,670	-	12,670	24,435	37,106
減損損失	-	36,138	-	36,138	-	36,138	-	36,138

(注)1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、有料職業紹介、人材派遣、IT技術教育講座等の事業であります。

2. セグメント利益又はセグメント損失()の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。セグメント利益又はセグメント損失()の調整額には、セグメント間取引消去 3,630千円が含まれております。

3. セグメント利益又はセグメント損失()は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

4. セグメント資産調整額5,097,056千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産等が含まれております。

5. 全社資産については、各報告セグメントに資産を配分しておりませんが、関連する費用については全社費用を含めて、合理的な基準に基づき各報告セグメントに配分しております。

6. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額24,435千円は、本社及び支社建物の設備投資額22,815千円が含まれております。

当連結会計年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	連結 財務諸表 計上額 (注3)
	システム インテグレーション	デジタル トランス フォーメーション	機械設計 エンジニア リング	計				
売上高								
外部顧客への売上高	10,914,039	2,421,604	426,299	13,761,943	9,677	13,771,620	-	13,771,620
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	9,628	9,628	18,242	27,871	27,871	-
計	10,914,039	2,421,604	435,928	13,771,572	27,920	13,799,492	27,871	13,771,620
セグメント利益又はセグメント損失()	1,021,026	160,152	32,780	1,148,397	13,926	1,134,471	-	1,134,471
セグメント資産	-	51,276	130,923	182,199	63,891	246,090	7,096,281	7,342,372
その他の項目								
のれんの償却額	-	-	9,124	9,124	-	9,124	-	9,124
減価償却費	17,758	7,371	252	25,381	-	25,381	-	25,381
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	-	3,001	293	3,294	-	3,294	66,438	69,732
減損損失	-	13,825	-	13,825	-	13,825	-	13,825

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、有料職業紹介、人材派遣、IT技術教育講座等の事業であります。

2. セグメント利益又はセグメント損失()の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。セグメント利益又はセグメント損失()の調整額には、セグメント間取引消去 27,871千円が含まれております。
3. セグメント利益又はセグメント損失()は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。
4. セグメント資産調整額7,096,281千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産等が含まれております。
5. 全社資産については、各報告セグメントに資産を配分しておりませんが、関連する費用については全社費用を含めて、合理的な基準に基づき各報告セグメントに配分しております。
6. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額66,438千円は、本社及び支社建物の設備投資額65,538千円が含まれております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しておりません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度（自 2019年9月1日 至 2020年8月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しておりません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	連結 財務諸表 計上額
	システム インテグレ ーション	デジタル トランス フォーメ ーション	機械設計 エンジニア リング	計				
減損損失	-	36,138	-	36,138	-	36,138	-	36,138

(注)1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、有料職業紹介、人材派遣、IT技術教育講座等の事業であります。

2. 調整額は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係る減損損失であります。

当連結会計年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	連結 財務諸表 計上額
	システム インテグレ ーション	デジタル トランス フォーメ ーション	機械設計 エンジニア リング	計				
減損損失	-	13,825	-	13,825	-	13,825	-	13,825

(注)1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、有料職業紹介、人材派遣、IT技術教育講座等の事業であります。

2. 調整額は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係る減損損失であります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注1)	合計	調整額	連結 財務諸表 計上額
	システム インテグレ ーション	デジタル トランス フォーメ ーション	機械設計 エンジニア リング	計				
当期償却額	-	-	9,124	9,124	-	9,124	-	9,124
当期末残高	-	-	34,217	34,217	-	34,217	-	34,217

(注)1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、有料職業紹介、人材派遣、IT技術教育講座等の事業であります。

当連結会計年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注1)	合計	調整額	連結 財務諸表 計上額
	システム インテグレ ーション	デジタル トランス フォーメ ーション	機械設計 エンジニア リング	計				
当期償却額	-	-	9,124	9,124	-	9,124	-	9,124
当期末残高	-	-	25,093	25,093	-	25,093	-	25,093

(注)1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、有料職業紹介、人材派遣、IT技術教育講座等の事業であります。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る）等

前連結会計年度（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年9月1日 至 2020年8月31日）

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社並びに、役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	世科信息技术（瀋陽）有限公司	中華人民共和国遼寧省	15,000	人材コンサルタント業	（所有） 直接 100.0	役員の兼任	エンジニア・サポート業務の委託 （注）1.	9,720 （注）2	前渡金	1,526 （注）2

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1. 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

2. 上記取引金額には消費税等は含まれておりません。

当連結会計年度（自 2019年9月1日 至 2020年8月31日）

該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年9月1日 至 2020年8月31日）

該当事項はありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年9月1日 至 2020年8月31日）

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引
該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
1株当たり純資産額	204.09円	248.82円
1株当たり当期純利益	32.03円	47.50円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	32.00円	47.47円

(注) 1 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	440,945	654,002
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	440,945	654,002
普通株式の期中平均株式数(株)	13,764,607	13,767,158
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	13,729	9,914
(うち新株予約権)(株)	(13,729)	(9,914)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権4種類 (新株予約権の数2,726個) なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権5種類 (新株予約権の数4,325個) なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	136,215	106,660	0.29	-
1年以内に返済予定のリース債務	235	124	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	212,230	1,005,570	0.37	2022年4月28日～ 2024年4月30日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	196	72	-	2022年3月27日
合計	348,877	1,112,426	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	255,570	600,000	150,000	-
リース債務	72	-	-	-

【資産除去債務明細表】

資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法を採用しているため、該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	3,161,151	6,550,727	10,096,933	13,771,620
税金等調整前四半期(当期)純利益金額 (千円)	211,399	446,374	748,053	1,063,220
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益金額 (千円)	120,758	284,568	463,633	654,002
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	8.77	20.67	33.67	47.50

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	8.77	11.90	13.00	13.83

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年8月31日)	当事業年度 (2020年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,636,265	4,218,634
受取手形	8,095	580
売掛金	1,547,216	1,776,637
仕掛品	18,034	19,453
原材料	28,634	36,816
前渡金	3,423	24,735
前払費用	32,053	68,310
短期貸付金	15,000	-
その他	18,151	14,896
貸倒引当金	2,689	4,124
流動資産合計	4,304,186	6,155,941
固定資産		
有形固定資産		
建物	72,425	111,892
車両運搬具	0	0
工具、器具及び備品	13,947	22,794
有形固定資産合計	86,372	134,686
無形固定資産		
ソフトウェア	26,267	8,438
電話加入権	1,587	1,587
無形固定資産合計	27,855	10,026
投資その他の資産		
投資有価証券	222,440	132,702
関係会社株式	244,879	244,879
繰延税金資産	278,127	385,441
敷金及び保証金	164,445	210,618
その他	70,678	125,216
投資その他の資産合計	980,570	1,098,858
固定資産合計	1,094,798	1,243,571
資産合計	5,398,984	7,399,513

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年8月31日)	当事業年度 (2020年8月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	40,245	57,733
1年内返済予定の長期借入金	136,215	106,660
未払金	760,239	869,835
未払費用	97,690	111,736
未払法人税等	267,192	369,271
未払消費税等	255,451	479,151
預り金	43,267	17,896
賞与引当金	544,082	632,427
受注損失引当金	365	-
その他	34,947	58,077
流動負債合計	2,179,698	2,702,789
固定負債		
長期借入金	212,230	1,005,570
退職給付引当金	113,581	134,128
固定負債合計	325,811	1,139,698
負債合計	2,505,509	3,842,487
純資産の部		
株主資本		
資本金	297,974	297,974
資本剰余金		
資本準備金	210,124	210,124
その他資本剰余金	285,600	285,600
資本剰余金合計	495,724	495,724
利益剰余金		
利益準備金	11,290	11,290
その他利益剰余金		
別途積立金	31,700	31,700
繰越利益剰余金	2,053,904	2,716,170
利益剰余金合計	2,096,895	2,759,160
自己株式	32	62
株主資本合計	2,890,562	3,552,797
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	972	65
評価・換算差額等合計	972	65
新株予約権	1,940	4,162
純資産合計	2,893,475	3,557,025
負債純資産合計	5,398,984	7,399,513

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
売上高	11,157,711	13,335,643
売上原価	2,857,768	2,10,121,522
売上総利益	2,584,942	3,214,120
販売費及び一般管理費	1, 2 1,793,217	1, 2 2,032,942
営業利益	791,724	1,181,178
営業外収益		
受取利息及び配当金	2 2,147	2,037
助成金収入	6,700	31,091
業務受託料	-	2 5,350
その他	1,844	1,343
営業外収益合計	10,691	39,822
営業外費用		
支払利息	699	2,252
その他	0	1,549
営業外費用合計	699	3,801
経常利益	801,716	1,217,199
特別利益		
新株予約権戻入益	155	233
特別利益合計	155	233
特別損失		
減損損失	36,138	13,825
固定資産除却損	1,921	-
投資有価証券評価損	-	88,429
特別損失合計	38,060	102,254
税引前当期純利益	763,811	1,115,178
法人税、住民税及び事業税	356,260	515,772
法人税等調整額	98,180	106,913
法人税等合計	258,079	408,858
当期純利益	505,732	706,320

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	297,794	209,944	285,600	495,544	11,290	31,700	1,585,322	1,628,312
当期変動額								
新株の発行	180	180		180				
剰余金の配当							37,149	37,149
利益準備金の積立								
当期純利益							505,732	505,732
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	180	180	-	180	-	-	468,582	468,582
当期末残高	297,974	210,124	285,600	495,724	11,290	31,700	2,053,904	2,096,895

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	32	2,421,619	-	-	1,421	2,423,040
当期変動額						
新株の発行		360				360
剰余金の配当		37,149				37,149
利益準備金の積立		-				-
当期純利益		505,732				505,732
自己株式の取得	-	-				-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			972	972	518	1,491
当期変動額合計	-	468,942	972	972	518	470,434
当期末残高	32	2,890,562	972	972	1,940	2,893,475

当事業年度（自 2019年9月1日 至 2020年8月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	297,974	210,124	285,600	495,724	11,290	31,700	2,053,904	2,096,895
当期変動額								
新株の発行								
剰余金の配当							44,054	44,054
利益準備金の積立								
当期純利益							706,320	706,320
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	662,265	662,265
当期末残高	297,974	210,124	285,600	495,724	11,290	31,700	2,716,170	2,759,160

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	32	2,890,562	972	972	1,940	2,893,475
当期変動額						
新株の発行						-
剰余金の配当		44,054				44,054
利益準備金の積立		-				-
当期純利益		706,320				706,320
自己株式の取得	29	29				29
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			907	907	2,222	1,314
当期変動額合計	29	662,235	907	907	2,222	663,550
当期末残高	62	3,552,797	65	65	4,162	3,557,025

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 原材料

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6～18年

工具、器具及び備品 4～15年

(2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の翌事業年度に費用処理しております。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取補償金」は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「受取補償金」に表示していた412千円は、「その他」として組み替えております。

(追加情報)

(新型コロナウイルスの感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の拡大により、経済や企業活動に甚大な影響を与えており、依然として国内経済は先行き不透明な状況が続くものと推測しております。

当社においては、当事業年度の業績に一定程度影響はあったものの、重要な影響は発生しておりません。

このような状況を踏まえ、その影響は限定的であるとの仮定に基づき当事業年度末における繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の収束が遅延し、想定を超える需要への影響が生じた場合には、翌事業年度以降の当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年8月31日)	当事業年度 (2020年8月31日)
短期金銭債権	3,637千円	7,802千円
短期金銭債務	496千円	410千円

(損益計算書関係)

1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度27.4%、当事業年度25.4%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度72.6%、当事業年度74.6%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
役員報酬	96,555千円	100,074千円
給料手当	635,101千円	781,751千円
賞与引当金繰入額	64,821千円	73,133千円
退職給付費用	4,020千円	3,553千円
減価償却費	14,780千円	18,345千円
採用費	230,100千円	235,844千円
貸倒引当金繰入額	147千円	1,435千円

2 関係会社との取引高は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
営業取引による取引高	15,059千円	30,051千円
営業取引以外による取引高	195千円	5,350千円

(有価証券関係)

子会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、子会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2019年8月31日)	当事業年度 (2020年8月31日)
子会社株式	244,879	244,879
計	244,879	244,879

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年8月31日)	当事業年度 (2020年8月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	167,194千円	193,649千円
退職給付引当金	34,778千円	41,070千円
未払費用	25,080千円	29,132千円
敷金及び保証金	6,682千円	8,205千円
未払事業税	15,711千円	20,297千円
関係会社株式評価損	4,593千円	4,593千円
投資有価証券評価損	-	27,077千円
未払事業所税	4,468千円	5,890千円
減損損失	16,175千円	12,879千円
助成金収入	-	63,370千円
その他	8,036千円	10,947千円
繰延税金資産小計	282,720千円	417,111千円
評価性引当額	4,593千円	31,670千円
繰延税金資産合計	278,127千円	385,441千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年8月31日)	当事業年度 (2020年8月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
住民税均等割等	0.4%	0.3%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%	0.2%
留保金課税	8.1%	8.1%
評価性引当額の増減	-%	2.4%
税額控除	6.8%	6.3%
その他	1.3%	1.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.8%	36.7%

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末 減価償却 累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	104,153	50,699	-	154,852	42,960	11,232	111,892
車両運搬具	635	-	-	635	635	-	0
工具、器具及び備品	46,177	14,838	-	61,016	38,221	5,991	22,794
有形固定資産計	150,965	65,538	-	216,504	81,817	17,224	134,686
無形固定資産							
ソフトウェア	88,395	3,901	13,825 (13,825)	78,471	70,032	7,905	8,438
電話加入権	1,587	-	-	1,587	-	-	1,587
無形固定資産計	89,983	3,901	13,825 (13,825)	80,059	70,032	7,905	10,026

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	支社オフィス移転及び増床	50,361千円
工具、器具及び備品	支社オフィス移転、増床及び 基幹ネットワーク機器	10,907千円
ソフトウェア	みどりクラウド	3,001千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア	みどりクラウド	13,825千円
--------	---------	----------

3. 「当期減少額」の欄の()内は内数で、減損損失の計上額であります。

4. 「当期首残高」及び「当期末残高」は、取得価額により記載しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	2,689	4,124	-	2,689	4,124
賞与引当金	544,082	632,427	544,082	-	632,427
受注損失引当金	365	-	365	-	-

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額及び債権の回収に伴う取崩額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年9月1日から翌年8月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	毎年8月31日
剰余金の配当の基準日	毎年8月31日、毎年2月末日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 - 無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告により行います。 ただし、電子公告を行うことのできない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載し、そのアドレスは次のとおりであります。 http://www.seraku.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 定款の規定により、単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、以下の権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求をする権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第32期（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日） 2019年11月22日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2019年11月22日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書、四半期報告書の確認書

事業年度 第33期第1四半期（自 2019年9月1日 至 2019年11月30日）2020年1月14日関東財務局長に提出。

事業年度 第33期第2四半期（自 2019年12月1日 至 2020年2月29日）2020年4月14日関東財務局長に提出。

事業年度 第33期第3四半期（自 2020年3月1日 至 2020年5月31日）2020年7月15日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

2020年8月17日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権の発行）の規定に基づく臨時報告書

(5) 訂正臨時報告書

2020年8月26日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権の発行）の規定に基づく訂正臨時報告書

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年11月27日

株式会社セラク

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 新居 伸浩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 廣田 剛樹
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セラクの2019年9月1日から2020年8月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セラク及び連結子会社の2020年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社セラクの2020年8月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社セラクが2020年8月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年11月27日

株式会社セラク

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 新居 伸浩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 廣田 剛樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セラクの2019年9月1日から2020年8月31日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セラクの2020年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。